

平成 30 年度 大学入学共通テスト試行調査 国語【解答】

問題 番号	設問	解答 番号	正解	配点	問題 番号	設問	解答 番号	正解	配点
第 2 問 (50)	1	1	3	6	第 4 問 (50)	1	1	4	7
		2	5	6		2	2	3	5
	2	3	4	8		3	3	2	5
	3	4-5	2-3	14 (各 7)			4	5	5
	4	6	1	8		5	6	1	7
	5	7	5	8		6	7	4	14
第 3 問 (50)	1	1	2	3	第 5 問 (50)	1	1	3	4
		2	5	3			2	2	4
		3	1	3		2	3	3	5
	2	4	1	5			4	5	5
	3	5	3	5		3	5	4	5
		6	2	5		4	6	2	6
	4	7-8	3-5	10 (各 5)		5	7	4	6
	5	9	2	5		6	8	3	5
		10	3	6		7	9-10	4-7	10 (各 5)
		11	6	5					
					※:- (ハイフン) でつながれた正解は、順序を問わない				

※第 1 問の記述式問題は見送りとなったので省略した



平成 30 年度 大学入学共通テスト 試行調査

国語

Foresight 現役東大生の個別学習指導
オンライン家庭教師

■ 出題分析

配点	試験時間	大問数	センターとの難易度比較
200 点 + 記述式の評価	100 分	5 題	同程度
センターとの分量比較			
減少 同程度 増加	記述式の大問一題が追加され試験時間が 100 分になった。		

< トピックス >

- 第 1 問現代文で記述式の設問が導入
- 大問構成が現代文三問古文漢文各一問の五問構成に変更
- 大問数増加にともない試験時間も 100 分に増加

■ 全体分析

記述式問題のみで構成された問一の追加・それにともなう試験時間の増加が最大のトピックだが、結局記述式問題の導入は見送られることになった。全体にかんする事項としては、問一から問五のいずれも（その関連付けの度合いに差はあるものの）複数の文章を関連付けて読解させる設問が出されたことが重要である。とはいえ、出題者の意図に反して、現代文・古文・漢文ともに「センター試験とは異なる能力が要求されている」とはいいがたい。言い換えれば、出題文章に即した読解が中心となる国語については、（新しく出題されるはずだった記述式＝表現力は別として）もともと思考力と判断力が高度に求められていたとまとめられる。

■ 大問別分析

※ 難易度は 5 段階表示で、フォーサイトの見解によるものです

問題	出題分野・テーマ	センター試験との相違点・コメント	難易度※
一	現代文（評論）	新しく設けられた記述式・段階評価の大問。それぞれ 30 字以内、40 字以内、80 字以上 120 字以内の記述式問題 3 題が問われた。特に問 2・問 3 は「生徒の作ったノートのまとめ」という体で本文の理解と問う点も目新しい。	やや難
二	現代文（評論）	通常の評論文に加え、「著作権法」の一部抜粋（【資料 I】）・本文と【資料 I】のまとめ（【資料 II】）という 3 種類の文章が出題され、それらを互いに関連付ける読解が要求された点が新しい。	標準
三	現代文（詩・随筆）	従来の小説が出題されてきた枠だが、同一の作者が類似したテーマを扱った詩と随筆が出題された。詩の一節を随筆の内容を利用して解釈させる問 2 が新しい。	やや難
四	古文（物語）	本文に引かれた和歌とその解説を読ませたうえで、傍線部とその和歌の適当な解釈を生徒 A～F の発言から選ばせる問 5 が新しい。ほかの設問は従来と大きく異なるものでない。	標準
五	漢文（寓話）	【文章 I】と【文章 II】を比較する生徒たちの会話を読み、空欄を埋める適当な選択肢を選ばせる問 5 が新しい。ほかの設問は従来と大きく異なるものでない。	標準



■ 合格への学習アドバイス

既に「全体分析」で述べたことの繰り返しになるが、国語の試験にかんしては、従来のセンター試験と今回の試行テストとで要求される能力が大きく異なるということはない。ほんらいであれば、第一問として新しく設けられた記述式問題が、受験生の思考力・表現力をよりの確に試す役割をもたされていた。しかし、記述式問題の中止が決定・発表されてしまった現在、共通テストらしさを残すのは各大問に設けられた「複数の文章を比較・関連付ける」タイプの設問であり、必要な能力は通常の読解問題と同じ範疇に属する。

以下、第1問を除く各大問について簡単に学習アドバイスを述べる。

○第2問（評論文）

・漢字：

はやい時期に高校範囲の参考書・問題集をつかってひとつお確認しておきたい。その際、ひとつの漢字についても複数の意味ごとに熟語を載せているタイプのものを使うと、漢文の読解にも役立つ。

・読解：

評論文を読むうえで心がけるべきことは、

- ・一文一文の意味を正確に理解すること
- ・文と文のあいだの関係を把握すること

である。

一文ごとの理解ということであれば、まず語句の理解が大事である。本文で筆者が導入した用語（術語ともいう）については、筆者があたえている定義を確認しながら読もう。また、入試評論文でよく用いられる概念は、本文や注での説明がないことも多い。漢字同様キーワード集等で確認しておくといよい。

文と文のあいだの関係としては、複数の文の内容上のまとまりをとらえたうえで、そのまとまりのなかでの論理的な関係を考慮することが望ましい。また、文の趣旨が新しい知識を読者に与えることにあるのか、じしんの考えを打ち出すことにあるのかで文の構成もかわる（いっばんに後者のほうがより文章が論理的に構成されることになる）。

・詩・随筆

詩・随筆ともに、正解の選択肢は「出題された文章に基づいて解釈する」という原則にしたがっている。したがって、解答の際は、不必要にじぶんの想像力を働かせることなく、本文の記述を整理することから着手すべきである。正直なところ、センター試験において、正解の選択肢さえもまったく完璧であるとはいいがたいことは多い。しかし、

- ・本文に書かれていることを不適切に理解している
- ・本文に書かれていないことを述べている

という不適当な選択肢を除いていけば、「最も適当な」選択肢を選ぶことは多くの場合順当に可能である。

・古文

重要語句と重要な文法事項をおさえてほしい。前者については（できる限り例文のついた）単語帳で確認しよう。大事なのは文章のなかに置かれた単語の意味を理解することだ。文法事項については、本文をおおよそ品詞分解し、用言（特に助動詞）・重要な助詞・敬語の文法的な説明が可能なレベルを目指そう。読解能力については、丁寧に読んだ文章をくりかえし音読すれば成長が見込める。

・漢文

返り点の読み方や再読文字といった基本事項、各種の句法、重要な漢字をおさえてほしい。問2・問3のような白文の解釈にかんする設問は、いっけんなんの手掛かりもなくみえるかもしれないが、実際はこれらの知識をうまく活用できるかを問うている。古文同様、読み・解いた文章を音読することも欠かさないでほしい。

平成三十年度 大学入学共通テスト試行調査 国語

第1問 記述式問題（論理的な文章）

難易度	所要時間	講評
★★★★☆	得意…15分 ふつう…20分 苦手…25分	国語の第1問は、大学入学共通テストの開始に伴って導入される、記述式の問題である。記述式の問題は、「論理的な文章」「実用的な文章」を題材に、小問3題が設けられ、解答の分量は最も多い問3で80字～120字となるように出題されることとなっている。 この平成30年度試行調査は、「論理的な文章（いわゆる評論文）」を題材とした出題であった。平成29年度試行調査の記述式問題が「実用的な文章」からの出題であったことをふまえての選定であると思われる。令和3年度の最初の大学入学共通テストの対象となる受験生は、両方の試行調査の問題をあらかじめ解いておくといだろう。 この問題では、【文章Ⅰ】【文章Ⅱ】【資料】と三つの文章が題材となっており、それらはすべて「指さし」というテーマを共有している。複数の文章を横断的に読解することが求められているのは言うまでもないが、個々の設問においては、解答の根拠を一つの文章にのみ求める場合もあるため、三つの文章の内容を混同しないように注意したい。

講評
設問においては、問題文で解答の内容・形式に厳しい条件を課している場合がある。しかし、そうした条件はすべて解答を考える上でのヒントとして機能している。つまり、各設問の問題文をよく分析し、解答に付されている条件を整理することによって、その設問においてどういった解答が要求されているのか（設問の要求）を把握することができる。 把握した設問の要求を踏まえ、解答作成の方針を明確にしてから設問に取り組むことが重要な戦略となる。 各設問と記述式問題全体の評価には、段階式の評価が用いられている。各設問において最高評価を獲得した割合は、問1が75％程度、問2が30％程度、問3が15％程度となっている。また、記述式問題全体において最高評価を獲得した割合は15％程度となっている。最高評価を取りきるのはいなり難しいと思われるが、前述のとおり設問の要求を把握し、適切な方針を立てることができれば、安定して高評価を獲得することも可能だろう。

設問解説

問 1

解答例 ことばを用いなくても意志が伝達できること。(21 字)

解説

《講評》でも述べたように、まずは設問の要求を確認しよう。

問題文を読むと、「傍線部 A」とは、どういうことか」となっている。ここで求められているのは、**傍線部 A と全く同じ内容を、別の言葉で説明することである。**ここで注意したいのは、**別の言葉で説明するといっても、自分の言葉ですべて説明する必要はないということである。**一番大事なのは、傍線部と全く同じ内容の解答を作ることなので、必要に応じて本文の表現を使うようにしよう。これだけで、記述問題に対する抵抗感が薄れたように感じる人もいるのではないだろうか。

次に、問題文には「三十字以内で書け(句読点を含む)」という指定がなされている。句読点を含めて 30 字とは、ひらがな・カタカナ・漢字と同じように「(読点)」や「(句点)」を二マスに一つ書き込み、なおかつ 30 マス以内に収まる解答を作ることである。一般的な原稿用紙の使い方とは異なるので注意しよう。こうした**字数指定などの、解答の形式についての設問の要求も必ずチェックしておこう。**

さて、傍線部 A は「指差しが魔法のような力を発揮する」となっている。一読すると、「魔法のような」という比喩が使われていることに気が付くだろう。**傍線部に比喩表現が含まれている場合は、比喩によって筆者がどういった内容を伝えようとしているのかに注目する必要がある。**この問題は、まさにその比喩の説明が求められているのである。

ここまで確認してきた内容から、解答作成の方針は次のようになる。

① 傍線部と全く同じ内容の解答を作る

↓「魔法のような力」という比喩表現を言い換える

② 30 字以内で解答をまとめる

この方針にしたがって、本文の内容を読み取ってこう。

まず、傍線部を含む一文を確認すると、「この時には、指差しが魔法のような力を発揮するはずだ。」とある。「ここである」「この時」とは一体どういう状況なのかを確認すると、その直前に、「ことばのまったく通じない国に行って、相手になにかを頼んだり尋ねたりする状況」とある。つまり、「指差しが魔法のような力を発揮する」のは、ことばの通じない国で、ことばを用いずに相手に自分の意思を伝える状況においてであるという事がわかる。

次に、傍線部の直後を確認すると、「指差しはコミュニケーションの基本」と述べられている。少し分かりにくいのが、指差しによってコミュニケーションを図ることができるということである。このことは、第 4 段落の冒頭で、ことばも指差しも用いない状況では相手に注意を向けさせることができなと述べられたあと、「それとは逆の状況」として傍線部前後の内容が述べられていることから確認できる。

以上をまとめると、ことばの通じない国で、ことばを用いずに相手に意志を伝えようとする状況において、指差しの「魔法のような力」が発揮され、指差しを基本とするコミュニケーションを図ることができるということになる。したがって、傍線部の内容をまとめると、

ことばを用いずに、指差しによって相手に自分の意思を伝えられること。

(33 字)

といった内容になる。

これでは 30 字という指定に収まらないので、解答を短くしていけるよう

考える。指差しによって意思を伝えるという状況を見ると、その時、ことばは用いられていないはずである。したがって、「ことばを用いずに(意思を伝える)」という内容と、「指差しによって(意思を伝える)」という内容は、どちらか一方が回答に含まれていればよいだろう。

正答の条件

大学入試センターの発表した正答の条件は次のとおりである。

- ① 30 字以内で書かれていること。
- ② 言葉を用いない、または、指差しによるということが書かれていること。
- ③ コミュニケーションが取れる、または、相手に注意を向けさせるということが書かれていること。

問 2

解答例

(大人は)自分から指示対象を指し示して、単語との対応関係を教えてはくれない。(33 字)

解説

問 1 と同様、まずは設問の要求を確認しよう。

問題文には、「【文章Ⅱ】の内容を基に、子どもが『初期の指差し』によって言語を習得しようとする一般的な過程を次のようにノートに整理してみた」とあり、その整理された図が掲載されている。図には空欄が設けられており、「空欄に当てはまる内容を四十字以内で」まとめることが求められている。また、図は【文章Ⅱ】の内容から作られているのだから、当然図に書かれていることは【文章Ⅱ】にも書かれているはずである。ここから、【文

章Ⅱ」と図を見比べながら、空欄に当てはまる内容を探せばよいという方針が立つ。**この方針を立てることで、【文章Ⅰ】を読む必要がなくなり時間短縮につながる。**

図の中の空欄に注目してみると、空欄の直前に「大人は」とある。ここから、「大人は。」という一つの文が成り立つような形で解答をまとめる必要があるということもわかる。40 字以内という指定とともに、解答作成の際に気を付けるべき形式面の要求であるといえるだろう。

問 1 と同様、設問の要求から方針を立てて解答を作っていこう。今回の方針は、以下のようになる。

- ① 図と【文章Ⅱ】の内容を見比べながら、空欄に当てはまる内容を探す
- ② 「大人は。」から始まる文が成り立つように解答をまとめる
- ③ 40 字以内で解答をまとめる

この方針にしたがって、【文章Ⅱ】の内容を読み取っていこう。

第 1 段落では単語の持つ音の組み合わせと、その単語の指し示す事物が対応していないと、言語を取得したことはないかと述べられ、続く第 2 段落では、単語の指示対象を目の前にして、大人が子どもに注意を向けさせつつ単語を伝えることで、子どもが単語とその指示対象との対応関係を把握することができると述べられている。ここまでの内容は、問題文にあった図の内容とは対応していないだろうと考えられる。

第 3 段落を読んでいこう。第 3 段落 3 文目に、「ある単語を耳にしたとき」とあるが、ここで問題文の図を見てみると、「ある単語を耳にする」という部分があることに気づくだろう。さらに、第 3 段落 3 文目の続きには、「彼ら(子ども)は無数の潜在的な指示対象の候補のなかから、適切な一つを選択しなければならぬ」とあり、これは図の「子どもは無数の候補の中から

適切な一つを選ぶ必要がある。」という部分と対応していることがわかる。続く 4 文目は、「しかも大人は、〜」と始まっており、ここが図の中の「しかも／大人は」□□□□「という部分と対応していそうだという予想が立つ。引き続き第 4 段落を見ると、「おのずと子どもの方から積極的に、『コレナニ』とたどたどしくとも答えを大人に求める必要に迫られる」とある。この部分は、図の「だから子どもは積極的に指差しをする。」という部分と対応していると考えられる。

したがって、予想通り第 3 段落 4 文目の「英語の先生が生徒にしてみせるように、本を手にとって『This is a book.』と教えてはくれない。」という部分(*)が、図の空欄と対応していると考えて間違いないとわかる。

この内容を、方針②・③に合わせてまとめていくことになる。ここで、先ほどみた(*)の部分の間1と同様比喩表現になっていることに気づくだろうか。ここでも、比喩表現をきちんと説明する必要がある。

第 1 段落と第 2 段落で述べられていた内容を思い出そう。子どもの言語取得においては、指示対象を目の前に置き、大人が子どもに注意を向けさせながら単語を伝えたと述べられていた。この内容がそっくりそのまま(*)に当てはまるのである。「英語の先生」が「大人」、「生徒」が「子ども」、「本」が「指示対象」、「book」が「単語」と対応している。つまり、(*)の「本を手にとって『This is a book.』と教えてはくれない」という比喩表現は、「指示対象を手にとって単語との対応関係を示してはくれない」ことをたとえているのである。

この内容を解答にまとめればよい。

正答の条件

大学入試センターの発表した正答の条件は次のとおりである。

- ① 40 字以内で書かれていること。
- ② (大人は) 教えてはくれないということが書かれていること。
- ③ 指示対象と単語の対応関係が書かれていること。

問 3

解答例

話し手が地図上の地点を指さすことで、指示されているのは地図そのものではなく、地図が表している場所であることが聞き手には理解できる。それが理解できるのは、他者の視点に立つ能力があるからである。(95 字)

解説

これまでと同じように、まずは設問の要求を把握しよう。

ここまで読み進めてきた【文章Ⅰ】【文章Ⅱ】に加えて、【資料】が提示されている。【資料】の中の、「指されたものが、話し手が示したいものと同じ視できないケース」という傍線部について設問が作られている。**設問の要求が膨大なので、まずはそれらの要求を整理し、明確な方針を立ててから解答を考え始めるようにしよう。**

まず、問題文から「まことさん」が「話し手が地図上の地点を指さす」行為も傍線部のケースに当てはまると考えたということがわかる。そして、この問題では、なぜ傍線部のような「同一視できないケース」でも「話し手が示したいもの」を理解できるのか(★)について、「まことさん」がまとめたと考えられる文章を解答として組み立てることが求められている。ここで気を付けたいのは、「**まことさん**」の存在はあくまでも**解答を組み立てていくためのヒントであって、「まことさん」の気持ちを答える問題ではないという点**

である。あくまで解答の主軸は、(★)に対する理由説明にあるという点を忘れないようにしよう。また、(★)の理由付けの内容は、問題文にあるように【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】に記された指差しの特徴からまとめる必要がある。

さらに、この問題では解答について(1)～(4)の条件が付けられている。(1)と(4)は、解答の形式について指定している条件である。解答を二つの文に分けるという(1)の指定を踏まえ、(2)と(3)がそれぞれ一文目、二文目の内容について指定している条件になっている。(2)は、一文目について、「まことさん」の考えた「地図」の例を【資料】に書かれた「メニュー」の例に当てはめながら、それが傍線部のいう「同一視できないケース」であることを示すことが指定されている。【資料】の「メニュー」の例については、筆者が「同一視できないケース」の具体例として挙げているものなので、「メニュー」の例に「地図」の例を重ね合わせるように書けばよいといえるだろう。(3)は、(★)の理由説明を二文目に書くように指定している。

四つも条件があると複雑なように見えるが、これらの条件は問題を難しくするのではなく、解答を作るためのヒントとして機能していることに気が付いたかどうか。(1)の指定に従い、解答を二つの文に分けたうえで、一文目は(2)の指定通りに、二文目は(3)の指定通りに書けば、自然と正しい方向に導かれてゆくのである。二つの文のつなぎ方についても、(4)が細かく指定しているので、その指示に従ってしまえばよい。

ここまで見てきた設問の要求を再確認しつつ、解答作成の方針を確認しよう。

- ① 傍線部の「同一視できないケース」がどういうことを読み取る
- ② 「地図」の例と「メニュー」の例を重ね合わせる→(2)の指定
- ③ (★)の理由付けを【文章Ⅰ】【文章Ⅱ】から探す→(3)の指定

④ ②と③を二つの文に分けて書く→(1)の指定

⑤ ③を「それが理解できるのは」からである。「」の形にする

↓(4)の指定

⑥ 全体を80字～120字でまとめる→(1)の指定

まず、傍線部の「同一視できないケース」とは何なのかを考えることになる。【資料】では、その具体例としてレストランのメニューが挙げられている。メニューを指差しして「これにしよう」と言った場合、指差した人が「これ」ということばで指示しているのは、メニュー上の文字・写真によって表された料理(ハンバーグやピザ)であって、「メニュー」そのものではない。言い換えると、「同一視できないケース」とは、指差した指先にあるものが意味しているものが指示対象となっているケースの事であるといえる。

逆に「同一視できるケース」は、指差した指先にあるもの自体が指示対象であるケースということになる。具体的に言えば、リンゴや本を指差しして「これ」と言った場合には、指先にあるリンゴや本そのものが指示対象になっているということである(仮にメニューの例が「同一視できるケース」だとしたら、指差した人はレストランでメニューを食べて帰ることになる)。

それでは、「地図上の地点を指差す」行為を、先ほどのメニューの例に当てはめてみよう。話し手が地図を指差しして「ここ」といった時、その指先にあるものは地図そのものである。しかし、その時話し手が地図そのものを指しているとは考えにくいだろう。その地図に書いてある場所を指し示していると考えるのが自然である。メニューの例に当てはめると、「地図そのもの」を「メニューそのもの」と、「地図上の地点」を「メニュー上の文字や写真」とそれぞれ対応させることができる。したがって、一文目は「話し手が地図上の地点を指差したとき」「指示対象は地図そのものではなく」「地図

上の地点である」という三つの要素を盛り込めばよいことになる。

次に、二文目の(★)の理由付けについて考えていこう。聞き手が話し手の指示しているものを理解できるという内容に関連した内容を【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】から探し、それが「同一視できないケース」でも指示しているものを理解できる理由付けになっているかを確かめるとよいだろう。

まず、【文章Ⅰ】を読んでいくと、第3段落に書かれているのが見つかる。指差された側の人間は、指差した人間の位置に身を置く(他者の視点に立つ)ことで指示しているものが何なのかを理解できるのであり、人間にはその能力が備わっているという内容である。

次に、【文章Ⅱ】を読んでいくと、第5段落の「対象を自己と他者がともに知覚し、対象がもたらす同一のイメージを持つ機会が提供される」という部分が見つかる。つまり、指差しによって、指差された人間が指差した人間と同じイメージを持つことが可能になるということである。

今おさえたどちらの内容も、(★)の理由付けとしては機能しそうである。聞き手が地図を指差す話し手の視点に立てるから、話し手が地図そのものではなく地図上の地点を指し示しているということが理解できるのであり、聞き手が話し手の視点に立つということはすなわち、聞き手と話し手が同一のイメージを共有していることに他ならないのである。

したがって、二文目は「指差された人間が指差した人間の視点に立てる」、もしくは「指差された人間が指差した人間と同じイメージを共有できる」という内容を書けばよいことがわかる。(4)の指定にあるように、「それが理解できるのは」からである。」という形で書くことを忘れないようにしよう。

解答字数も解答についての条件も多く、一見かなり難しそうに見えたかもしれないが、きちんと設問の要求を把握し、解答の方針を立てることができ

ればさほど苦労はしなかったのではないだろうか。

正答の条件

大学入試センターの発表した正答の条件は次のとおりである。

- ① 80 字以上、120 字以内で書かれていること。
- ② 二つ以上の文に分けて書かれていて、二文目が、「それが理解できるのは」で書き始められ、「からである。」で結ばれていること。
- ③ 一文目に、話し手が地図上の地点を示しているという事が書かれていること。
- ④ 一文目に、話し手が指示しようとする対象が実際の場所だという事が書かれていること。
- ⑤ 二文目に、次のいずれかが書かれていること。
 なお、両方書かれていてもよい。
 ・ 指差した人間の視点に立つということ。
 ・ 指差した人間と同一のイメージを共有できるということ。

第2問 論理的な文章

難易度	所要時間	講評
★★★★☆	得意…15分　ふつう…20分　苦手…25分	本問は、ポスター、法律の文書、従来型の評論文の三つのパートから構成されている。いままでのセンター試験よりも多くの情報を処理する必要がある、その難易度は全体的に高いといえる。評論文の読解に関しては、従来のセンター試験と同様、文章の論理展開や表現上の工夫を意識する必要がある。他方で、個々の選択肢のつくりはシンプルで、選択肢の吟味にはそれほど時間はかからないだろう。資料や本文の読解に時間をかけ、選択肢の処理にはそれほど時間をかけない、という方針を立ててから問題に臨むのが良いのではないだろうか。 試験形式が変わるとはいえ、受験生がすべき対策は変わらない。普段の国語（現代文）の学習においても、丁寧に本文を読解し、「筆者はなぜそのような主張をしているのか」「筆者はその主張を補強するためにどのような工夫をしているのか」等をよく意識するようにしよう。そうすることで「大学入学共通テスト」に通用する学力は必ずつく。

設問解説

問 1 1 5

正解 (ア) ① (イ) ② (ウ) ⑤ (エ) ④ (オ) ①

解説

本問は、従来のセンター試験における国語第1問の問1と同じ形式の漢字問題であった。漢字の読みに書きを対応させることができているかを問う問題であったが、難易度はそれほど高くない。

とはいえ、注意すべき点もある。ここでは二点指摘する。一点目は、(イ)の「テキ」と読む漢字についてである。具体的には、「適」「敵」「滴」「摘」であるが、これらは形が非常に似ており混同しやすい。このような同音異義語は問1で出題されやすいので、普段から意識して確実に覚えるのが得策である。二点目は、選択肢内の「稚拙」「緻密」「丹青」「出藍(の誉れ)」「累卵(の危うき)」等の比較的難しい表現についてである。この設問については、これらの熟語の意味や書き方を知らなくても正解を導けてしまうが、今後の読解力向上のためにも、これを機に覚えてしまおう。

解答選択肢

(ア)	合致	① 致命	② 報知	③ 稚拙	④ 緻密	⑤ 余地
(イ)	適合	① 匹敵	② 適度	③ 水滴	④ 警笛	⑤ 摘発
(ウ)	両端	① 丹青	② 担架	③ 破綻	④ 落胆	⑤ 端的
(エ)	閲覧	① 欄干	② 出藍	③ 乱世	④ 一覽	⑤ 累卵
(オ)	過剰	① 剰余	② 冗長	③ 醸造	④ 施錠	⑤ 常備

問 2

6

正解 ④

解説

本問は、傍線部 A の「記録メディアから剥がされた記号列」の例として適しているものを【資料Ⅱ】を踏まえて考える問題である。なお、解答を導くにあたっては、【資料Ⅱ】のみならず【文章】の傍線部 A 周辺の段落を確認することも必要となる。

まず、「記録メディア」とは何だろうか。第 1 段落 1 文目によれば、記録メディアとは、著作者が最初の作品を発表する際に、それを載せる何らかの実体であり、その例として紙・カンバス・空気振動・光ディスクが挙げられている。そして、第 1 段落 3 文目によれば、「原作品（オリジナル）」

は、この最初の作品（の内容）とその作品を載せている実体（記録メディア）の 2 つの部分から構成されているとわかる。「メディア」と聞くと、新聞・テレビ等のマスメディアを思い浮かべる受験生も多いかもしれないが、「メディア」という言葉自体は「媒体」一般を指し、本文でもこの意味で使われているので注意しよう。

次に、「著作物」について考えてみよう。第 2 段落 1 文目によれば、著作権法における「著作物」とは、前述の「原作品」から引き出されたエッセンスであるとわかる。このエッセンスが指しているものこそ、傍線部 A の「記録メディアから剥がされた記号列」なのである。言い換えると、傍線部 A は著作権法上の「著作物」を指しており、本設問は著作権法上の「著作物」にあたるものとして考えられる具体例を選択する問題といえる。

ここで、【資料Ⅱ】の情報を活用することができる。第二条の一号によれば、「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、

学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とある。

わかりやすく例を挙げるならば、ある小説家が面白い小説を考え、それを発表したとき、発表する方法は複数考えられる。例えば、紙の書籍として売り出すこともできるし、電子書籍（電子データ）として売り出すこともできる。他にも、その小説の内容を音読し、その音源を売り出すことも不可能ではない。この例において、「記録メディア」は紙・電子データ・音源（もしくは空気振動）等さまざまであるが、そのエッセンスである「面白い小説の内容」は同じである。これこそが傍線部 A で問われている「記録メディアから剥がされた記号列」なのであり、著作権法が「著作物」とするものなのである。

以上から、「創作的に表現された思想・感情」について述べている④が正解となる。

不正解の選択肢

①「すべての文化的所産」という表現はかなり広範なものを指しており、「創作的に表現された思想・感情」という条件を満たしていないので、この選択肢は誤り。

②「手書きの原稿を活字で印刷した文芸雑誌」は、「記録メディア」そのものである。本問でその具体例が問われているのは、「記録メディアから剥がされた記号列」であり、「記録メディア」そのものではないので、この選択肢は誤り。

③「画家が制作した」「美術品」も、選択肢②と同様に「記録メディア」もしくは「原作品」なので、この選択肢は誤り。

⑤「著作権法ではコントロールできない」という部分が誤りである。解説でも述べたように、傍線部 A が表す「記号列」は、むしろ著作権法が「著作物」として対象とするものであり、第 3 段落 1 文目で「著作権法のコントロール対象は著作物」とある。したがって、この選択肢は誤り。

問 3

7

正解 ⑤

解説

本問は、【文章】における著作権にかんする説明として最も適当なものを選ぶ問題である。【文章】全体を読み、その要旨を把握したうえで選択肢を検討する必要がある。文章を総合的に読解する能力が求められる。

本文の内容を大まかに述べておこう。問 2 の解説でも述べているように、著作権法の対象となる「著作物」は、原作品の中のエッセンス（記号列）である。そのコントロールは「著作物」概念を経由して物理的な実体（記録メディア）にも及ぶ（第 3 段落 2 文目）。著作権法の第二条一項（【資料Ⅱ】参照）における「著作物」の定義をまとめたのが表 1 であるが、第 5 段落 3 文目で指摘されているように、表 1 の「著作物」の定義に最も合致するのは叙情詩であり、最も適合しないのが理工系論文や新聞記事である。以上を踏まえ、筆者は著作権法における「著作物」を叙情詩モデル（叙情詩型）という視点から捉えることを提案する（第 6 段落 1 文目）。しかし、無方式主義（本文注 1 参照）という原則があるために、著作権法は叙情詩モデルに適合的とは思えないものも著作物として認めている（第 7 段落）。それでは、結局何で

もかんでも「著作物」となるのだろうか。答えはノーである。筆者は、叙情詩型のテキストのように、その表現の希少性が高いとき、そのテキストに付随する「著作物性」（著作権の濃さ）は高くなる（第 10 段落 3 文目）と主張する。他方で、叙情詩型の対極とされる理工系論文（理工系論文型）においては、テキストの価値は（表現の希少性ではなく）内容（着想、論理、事実、アルゴリズム、発見など）にある（第 11 段落 4・5 文目）。そして、第 1 2 段落において、「著作物性」は、叙情詩型と理工系論文型を両端として、連続的に考えることができる。とされる。

また、表 2 から、どんなテキストも「表現」と「内容」を二重にもつことが指摘される（第 13 段落 1 文目）。今までの議論を踏まえれば、叙情詩モデルに親和的な著作権法はそのうちの前者、すなわち「表現（の希少性）」に注目するのである（第 13 段落 3 文目）。このように、著作物性を判断する際に、その著作物における「表現」を抽出し、「内容」を排除することを「表現／内容の二分法」という（第 13 段落 4 文目）。これは著作権の訴訟においてよく言及され（第 14 段落 3 文目）、抽出された「表現」の希少性の濃淡によって著作権侵害の有無が判断されている（第 14 段落 4 文目）。

最後に、著作物に対する操作には、「利用」と「使用」があることが述べられる（第 15・16 段落）。「利用」は著作権に関係し、その具体的内容は表 3 にまとめられている。それ以外の操作は「使用」とされ、これは著作権法の対象ではない（第 16 段落 2 文目）。このように、「利用」と「使用」は区別される（これを「利用／使用の二分法」と呼ぶ（第 18 段落 1 文目））が、その区別は曖昧かつ困難（第 16 段落 4 文目・第 18 段落 5 文目）である。

以上で述べた内容と合致している⑤が正解である。それ以外の選択肢が不正解とされる理由については、以下を参照されたい。

不正解の選択肢

- ① 一文目が本文の内容と矛盾する。著作物の「利用」には著作者の了解が必要である。「利用」と「使用」の区別は【文章】の第15～18段落で述べられているが、著作者の了解を得ることなく行える（著作権法の対象外である）のは、著作物の「使用」である。したがってこの選択肢は誤り。
- ② 「新聞記事や理工系論文は除外される」という記述が本文と不整合。確かに、著作権法は叙情詩モデルに近ければ近いほど「著作物性」を認めることが【文章】において述べられている。しかし、第7段落では叙情詩モデルに適合的でないと思われるものも著作物として認める「無方式主義」の原則が説明されている。この原則にしたがえば、「理工系論文」や「新聞記事」も著作権法の対象から除外されないことになる。したがってこの選択肢は誤り。
- ③ 二文目が誤り。そもそも、どのような行為が著作権侵害にあたるかは「利用／使用の二分法」にもとづいて考える必要がある、テキストの型の二分法のみで決まる問題ではない。さらに、何が「利用」で何が「使用」であるかの「判断基準は明らかでない」（第16段落4文目）こと、「現実には利用と使用の区別が困難な場合もある」（第18段落4文目）ことが本文では述べられており、「利用／使用の二分法」にもとづいても「明確な判断を下すことができていない」とは言い難い。したがってこの選択肢は誤り。
- ④ 「遺伝子のDNA配列のように表現の希少性が低いものも著作権法によって保護できる」という記述は本文の内容と整合しない。第11段落を確認すれば、DNA配列のような表現の希少性の低いもの（すなわち、著作物性の低いもの）は、著作権法の保護対象とはならない（著作権法のコントリール領域の外）と述べられている。したがってこの選択肢は誤り。

問 4

8

正解

④

解説

本問は、傍線部Bの説明として最も適当なものを選ぶ問題である。

「表2は表1を再構成したもの」とある通り、傍線部Bは表1と表2の関係を述べた一文である。また、各選択肢は表1と表2の関係を傍線部Bとは異なる表現で述べている。したがって、本問は表2が表1をどのように「再構成」したものであるか、具体的に理解できているかを問うている。問3の解説でも述べたように、表1は著作権法の第二条一項（【資料Ⅱ】参照）における「著作物」の定義をまとめたものである。左列には法律の条文上のキーワードが、右列にはそのキーワードから推測される著作物ではないものの要件（条件）が列挙されている。つまり、「著作物」の定義を考えるうえで必要不可欠な要素（キーワード）とその例外を示すことで、著作権法における「著作物」の範囲をより明確に示そうとしているのが表1である。

次に表2について検討しよう。【文章】では、著作権法は「叙情詩モデル」に親和的であると述べられており、その主張を補強・敷衍するために、「叙情詩型」と対になる「理工系論文型」という概念が提示され、両者が比較されている。したがって、表2は、叙情詩型と理工系論文型を説明するために、それぞれを特徴づける要素（「何が特色」「誰が記述」「どんな記述法」等、表2の左列に列挙されている要素）を対置しているものである。この表2によって、読者は「叙情詩型」モデルの意味をより明確に把握できるのである。以上で述べた内容と合致している④が正解である。本問では、【文章】の筆者が用いている複数の図表の意味を深く考え、その関係をとらえる必要があった。今後の学習においても、このような読解を意識しよう。

不正解の選択肢

- ①「表2では、『テキストの型』の観点から表1の『排除されるもの』の定義をより明確にしている」という部分が誤りである。表2は、「この(Ⅱ抒情詩型)モデルの意味を確かめるために」(第8段落2文目)理工系論文型のテキストと対比しつつその特性を整理したものであって、表1の「排除されるもの」について言及しているわけではない。したがって、この選択肢は誤り。
- ②『キーワード』と『排除されるもの』の二つの特性を含むものを著作物とする」という記述が誤りである。確かに、表1には「キーワード」と「排除されるもの」という欄があるが、この両方を含むものを著作物としているわけではない。また、そもそも「(著作物から)排除されるもの」(すなわち、「著作物でないもの」)を「著作物とする」という論法がおかしいことにも気付けるとなおよい。いずれにしても、この選択肢は誤り。
- ③「著作物の多様な類型を網羅する表1」という部分が誤りである。表1は著作権法の文言からそのキーワードとその例外をまとめ直しているものであって、多様な類型を網羅しているとはいえない。したがって、この選択肢は誤り。
- ⑤「抒情詩型と理工系論文型との類似性」という部分が誤りである。筆者が「抒情詩型」と呼ぶテキストの特性を、理工系論文型の特性と対比的にまとめたのが表2だった。この点は具体的な項目をみても確かめられる。たとえば、「どんな記述法」の行では「抒情詩型」「理工系論文型」はそれぞれ「主観的」「客観的」とされているが、この二つは決して「類似」の関係にあるとはいえないだろう。したがって、この選択肢は誤り。

問5

9

正解

①

解説

本問は、【文章】の表現にかんする説明として**適当**「でない」ものを選ぶ問題である。適当「である」ものを選ばないように注意しよう。

選択肢をざっと見るとわかるように、本設問で問われている範囲は、第1段落から第16段落にまでわたっている。しかし、個々の選択肢には「第0段落第〇文」のように具体的な箇所が示されている。したがって、選択肢ごとに、その選択肢に記載されている段落・文に戻りながら検討するのがよいだろう。

結論から言えば、本設問の解答、すなわち【文章】の表現に関する説明として適当ではないのは①である。第1段落1文目や第3段落2文目で用いられている「――」（ダッシュ）は、**単に直前の語句を換言・補足するものであり、強調とは言えない**。選択肢①が指す二つの箇所ではダッシュがどのように用いられているかを個別に確認しよう。

まず、第1段落1文目でのダッシュは**直前の語句の言い換え**に用いられている。ダッシュに挟まれた「記録メディア」は、直前の「何らかの実体」という一般的な表現を特別な用語で述べ直したものである。ここでは「なんらかの実体」という語句の強調ではなく、これから文章の中で用いる用語の導入が目的となっている。

また、第3段落2文目のダッシュは**直前の語句の補足**に用いられている。ダッシュ直前の「物理的な実体」という表現は、抽象度が高くすぐに理解するのが難しい。そこで、「複製物など」という具体例をダッシュに挟んで補足することで、筆者は読者の理解を助けているのである。この用法を「強調」

と呼ぶのは難しいだろう。

最後に、設問には直接関係ない補足をしておく。先ほど検討した二つの箇所からもわかる通り、【本文】の筆者はダッシュを必ずしも一貫した用法では使用していない。たとえば、第 1 段落 3 文目のもの（「——オリジナル——」は、前の語句（「原作品」）を言い換えたものだが、これは同段落 1 文目の言い換えとは逆に、難しい用語を読者になじみのある言葉に置き換えている。また、第 12 段落 1 文目のダッシュは、第 3 段落 3 文目と類似した用法で、直前の語句（「多くのテキスト」）の例を列挙するために使われている。このように、「——」（ダッシュ）はさまざまな使われ方をするので、用いられている箇所ごとにその用法を検討するようにしよう。

不正解の選択肢

② 第 4 段落第一文、第 10 段落 1 文目の「もうひと言。」「話がぐどくなるが続ける。」などは、**口語的な表現**（いわゆる「話し言葉」）である。このような口語表現は、本文の論理構成上必要不可欠なものではないが、読者が本文を読む際の理解を促す機能をもっているといえるだろう。したがって、この選択肢は正しい。

③ 第 4 段落 4 文目、第 13 段落 2 文目では、「プラトニズム」（哲学者プラトンの哲学）や、「ソーシャル」（言語学者）が提唱した概念を援用しつつ、筆者は自説を展開している。したがって、この選択肢は正しい。

④ 第 5 段落 2 文目、第 13 段落 1 文目、第 15 段落 1 文目の表現は、それぞれ対比的な表現である。【文章】では、この二つの軸（叙情詩—表現—著作権に關係するもの、の軸と、理工系論文—内容—そうではないもの、の軸）

を基に事例が対比的に取り上げられていたため、この選択肢は正しい。

⑤ 第 16 段落第 2・4 文目、第 17 段落 2・4 文目はすべて否定表現である。そして、それらの主語は、それぞれ「著作権法は」「その（「利用」と「使用」の）判断基準は」「著作権は」「これ（著作物へのアクセス）も」であり、これらの否定表現は、著作権法の及ばない領域を明示するためのものだと思われる。また、このように著作権法の及ばない領域が繰り返し述べられることから、読者は著作権法の実際の運用が複雑である（すなわち、〇〇は著作権法の対象であって、△△は著作権法の対象ではない、と一概には決められない）とわかる。

問 6

10 12

正解 ②・④・⑥（順不同）

解説

本問は、【資料Ⅰ】の空欄に当てはまるものを三つ選ぶ問題であった。【資料Ⅰ】は、【資料Ⅱ】（著作権法の条文）と【文章】を基に作られたポスターであることは大問の冒頭で述べられている。したがって、【資料Ⅱ】と【文章】の中に必ず解答の根拠はあるはずなので、この二つを丁寧に読み解けば必ず解答できる問題であることがわかる。ただし、実際には今回の問題は【資料Ⅱ】を確認するだけでも完答可能なものであった。

【資料Ⅰ】のポスターの空欄 a は、「市民楽団が市民ホールで行う演奏会」において、著作権法の対象外（例外）となるための条件を述べている箇所である。したがって、【資料Ⅱ】【文章】において、著作権の対象と

「ならない」ものについて述べている部分を確認すればよいとわかる。

【文章】で述べられている、著作権法の対象外となるものについては、前問までの解説を確認してほしい。【資料Ⅱ】においては、第三十条の四で「著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合」、第三十八条で「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合」、第四十一条で、「写真、映画、放送その他の方法によつて時事的事件を報道する場合」がそれぞれ著作権法上の例外とされているとわかる。このうち、市民楽団による演奏会に係る関係するのは第三十八条の「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合」であると推測できるだろう。したがって、この条件に合致する②・④を選ぶことができる。

さらに、第三十八条の「ただし」以下の内容に注目すると、「ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合」は「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合」であっても著作権法の対象となることが述べられている。法律を実際の事例に適用する際には、その法律の条文の意味を明確にするために法解釈という作業が行われるが、その際に用いられる推論形式の一つに「反対解釈」がある。これは、「ある事項について法律の規定があるとき、それ以外の事項については、その規定は適用されない」と解釈することを指す。第三十八条を「反対解釈」すると、「報酬が支払われない場合」は著作権法の対象外となることがわかる。したがって、⑥も適当である。

ただし、通常の受験生は「反対解釈」という法解釈の技術を知らないのが当然であり、前段落で述べたような根拠を使って⑥を選ぶことはできない。しかし、その場合でも常識的な推論や不正解の選択肢の消去を通じて

同様に正しい解答にいたることはもちろん可能だ。

以上をまとめると、正解は②・④・⑥となる。

不正解の選択肢

①「原曲にアレンジを加えたパロディ」は、【文章】の表3において、「二次的利用」「変形」の行にある「パロディ化」に当てはまる。表3は著作権の「利用」にあたる行為の類型を示したものであることを考えると、これは著作権の対象となり、例外にはならない。したがって、この選択肢は誤り。

③【文章】の内容を踏まえれば、どのような楽曲であっても、その楽曲に込められた表現は著作権の対象になるのであって、その演奏の容易さが著作権上の判断に係ることは【資料Ⅱ】のどの条文でも述べられていない。したがって、この選択肢は誤り。

⑤「文化の発展を目的とし」ているのは、著作権法それ自体である（【資料Ⅱ】の第一条）。したがって、それぞれの行為の目的が「文化の発展」であるか否かは、著作権上の判断に係らない。このように、「それっぽい」（一般常識上、好ましいように思われる）選択肢があったとしても、与えられた資料・文章で述べられていなければ正解にはならないので注意しよう。

第3問 詩・エッセイ

難易度	所要時間	講評
★★★★☆	得意…15分 ふう…20分 苦手…25分	平成29年度の試行調査では2つの小説が本文として与えられたが、本年度は1つが詩、もう1つがエッセイという組み合わせだった。詩とエッセイは同一の作者によって書かれており、共通する主題を扱っている。詩とエッセイは、単体としてはやや難解なところがあり、両者をあわせて読むことで、主題についての理解が容易になったのではないだろうか。 設問の難易度としては、例年のセンター試験と同程度の難易度であった。問1は、センター試験第2問と同様、辞書的な意味に適合するものを選べば解答が決定するような問題だった。問2は、傍線部は詩に存在するものの、エッセイの内容を踏まえて解答することが求められた。逆に問3以降では、傍線部はエッセイに存在する。問題を解く際には、詩の内容を参考にすることで、選択肢を選ぶ助けとしたい。

設問解説

問1 1 3

正解 (ア) ⑤ (イ) ④ (ウ) ③

解説

(ア)

「いぶかる」は「様子がはつきりしないで、おぼつかなく思う。不審に思う。怪しむ。」という意味の言葉である。この意味がそのまま書かれた⑤が正解である。文脈から考えると、③も当てはまるように感じられるが、傍線部の言葉が本来もっている意味から離れてしまう。多くの言葉味を知っておくことは、問1のような問題で確実に得点するためだけでなく、文章を読み解くうえでも重要である。自分の語彙力を強化する努力を日頃から重ねよう。

(イ)

「手すさび」とは「てあそび。てなぐさみ。てずさみ。」であり、「てあそび」とは「手に持って遊ぶこと」である。したがって、「遊び」という意味が書かれている④が正解である。

文脈から考えると、②も当てはまるように感じられるが、ここでも、辞書的な意味が最終的な決め手となった。

(ウ)

「いじらしい」とは「(か弱い者の懸命な様子が) 痛々しくかわいそうだ。可憐である。」という意味の言葉である。この意味とほぼ同じ内容が書かれている③が正解である。文脈から考えると、②や④も当てはまるように感じられるが、傍線部の言葉が本来もっている意味から離れてしまう。

問 2

4

正解 ②

解説

「不遜」は「謙遜でないこと。思い上がっていること」を意味する言葉である。設問文は「傍線部 A『〜』とあるが、どうして、『不遜』と言えるのか」という形をとっているが、実質的な問いは『何百枚の紙に書きしるす』という行為が、どのような意味で『不遜』であると作者が考えているかである。この二点をまず前提として確認したうえで、設問の指示に従い「エッセイの内容を踏まえつつ」考えていく。

まずは傍線部を含む一連を解釈していこう。この連は三行からなる。常識的に考えて、2・3行目の「一枚の紙よりほろびやすいものが何百枚の紙に書きしるす不遜」という箇所は、1行目「いのちといふ不遜」の内容を敷衍した(わかりやすい形に言い換えた)ものだろう。

2・3行目の解釈でまず問題になるのが「一枚の紙よりほろびやすいもの」が指す具体的な対象だが、これは詩の第1・2連をみればわかる。第1・2連は倒置の関係にあり、第2連3行目の逆接が、実際には第1連に係ることでひとまとまりの内容を構成している。この二連では、「書いたひとりの肉体」「いまはない」にもかかわらず、「愛のこした紙片」が「ありつづけること」を「いぶかる」心情が述べられている。ここで用いられているのは、「紙片を残す人／人の残す紙片」という対に「なくなるもの／なくならないもの」という属性の対を重ねた図式である。

第3連2・3行目もこの構図が用いられていると考えてよいだろう。「一枚の紙よりほろびやすいもの」は第1・2連の提示した「いつかなくなる・紙片を残す人／なくならない・人の残す紙片」という対の前者にぴったり当

てはまる。当然後者にあたるのは3行目の「書きしるす」「何百枚の紙」である。

以上から、傍線部 A は「ほろびやすい・長もちしない人間が・自分よりも長もちし、ほろびにくい紙片を書き残す行為」を不遜と評したものだと思われる。傍線部のままだとどのような意味で「不遜」と評されるのかわからなかった行為だが、第1・2連の提示する図式を重ねることで、筆者が「不遜」と評した理由がわかるようになった。

一見するとこの段階で解答が出せるように思うひともいるかもしれない。ところが、各選択肢と右の整理を見比べてもらえばわかるとおり、ここまでの内容に合致する選択肢は一つも存在しない。そこで、設問の指示に従い「エッセイの内容を踏まえ」てみよう。

キーワードである「不遜」に注意してエッセイを読み進めると、第5段落4文目にまさに「不遜」という語がみつかる。ここでは、直前の「つくる」「真似る」という行為が「不遜」と評されている。そこで次に考えるべきは、エッセイにおいて、「つくる」「真似る」という行為はどのような意味で「不遜」と考えられているかである。

この問いに対する直接の解答が与えられているのは、第6段落2文目である。筆者は第6段落1文目で「絵画」「ことば」が「つくる」「真似る」という行為と同じ性格をもつことを指摘したうえで、2文目でそれらの行為の特徴を「一瞬を永遠のなかに定着する作業」とまとめあげている。では、ここで「一瞬」と呼ばれているものは何か。それはこの「一瞬を永遠のなかに定着する作業」の具体例として挙げられている、「ひと夏の百合を超える永遠の百合」を「つくる」「真似る」という行為をみればわかる。本物の百合は「ひと夏」のあいだしか咲かない花である。しかし、その百合を「つくる」「真似る」とき、ひとは「永遠の百合」、つまり枯れることのない百合を「め

「必ず」必要がある。ここでは「ひと夏の百合」が「一瞬」の、「永遠の百合」が「永遠」の、それぞれ具体例になっている。とすれば、「一瞬」とは人間の「つくる」「まねる」行為の対象となる、限られた時間しか存在できない存在を指し、「永遠」とは人間がまさに「つくる」もとの対象の存在し得る期間を超えて存在し得る存在を指すとわかる。以上をまとめると、エッセイにおいては「限られた時間しか存在し得ない対象を」その時間を超えて、永遠に存在せしめる作品につくりあげようとする行為」が不遜と評されていることがわかる。

出題者の意図は、「不遜」そして「時間が限られたもの」もつと長い時間をもつもの」という二つの要素で密接に関連する二つの作品を、ひとつのテーマを表現した作品として読ませることにあるのだろう。とすると、この「ひと作品」のテーマは「永遠を生きていることができない人間が、永遠に残るわけではないものを、永遠に残るものにうつしとろうとする行為」の不遜、ということになるだろう。これに該当するのは②。エッセイ側のテーマである「限られた時間しか存在し得ない対象を」その時間を超えて、永遠に存在する作品のなかに表現する行為」を述べている。

不正解の選択肢

①この設問文における「あたかも実現が可能ないように偽」られた「そもそも不可能なこと」とは、「何百枚の紙に書きしるす」ことによって「ころより長もち」させることを指していると考えられる。しかし、そのことについて「そもそも不可能なこと」であるなどとは本文で一切述べられておらず、誤り。

③「心の中にわだかまることから解放される」とあるが、心の中のわだか

まりから解放されたいがため、紙に書きしるしているわけではない。よって誤り。

④ひとが「つくる」「真似る」行為を通じて達成しようとするのは「空想でしかないもの」を「実体として捉えたかのように見せかける」ことではない。解説で述べた通り、詩・エッセイで用いられているのは「永遠でないもの／永遠のもの」という対である。

⑤詩・エッセイにおいて「滅びるもの」とされているのはそれぞれ「いのち」「人間と」「一瞬の百合」「ひとが」「真似る」ことをもくろむ対象である。このうち後者について、ひとはその「美しさ」に目を向けているからこそその美を「永遠の存在」に残そうとするのである。したがって、「滅びるもの」の美しさに目を向けず」というのは誤り。

問 3

5

正解

④

解説

第4段落1・2文目から、「つくるということ」は、「枯れないものは花ではない。それを知りつつ枯れない花を造る」ことであるとわかる。さらに、第5段落2文目に「どこかで花を超えるもの」とあり、4文目に「それをめざす時のみ、つくるという行為は許される」とある。以上のことから、「つくるということ」とは、対象を超えるものをめざすことであり、この「対象を超える」という要素が存在して初めて、「つくる」という行為が成立するとわかる。よって、これとほぼ同じ内容を含む④が正解である。

不正解の選択肢

- ① 「対象をあるがままに引き写し」とあるが、これは「創作は、対象を超えるものをめざすものである」という本文の内容に矛盾する。よって誤り。
- ② 「対象を真似てはならない」という箇所が誤り。筆者は「真似る」行為を否定しておらず、むしろ第5段落4文目からわかるように、「真似る」行為を、「つくる」行為のひとつの形態として捉えている。
- ③ 「類似するものを生み出そうとする」とあるが、これは「創作は、対象を超えるものをめざすものである」という本文の内容に矛盾する。よって誤り。
- ④ 本文中には「対象を超えるものをめざす」とは書かれているが、「新奇的特性を追求したもの」をめざすとは書かれていない。よって誤り。

問 4
6

正解 ②

解説

「在るという重み」をもつのは「生きた花」であり、「個人の見、嗅いだもの」である。第6段落3文目では、これらを「すべての表現」と比較したうえで、「在るという重み」の有無に言及している。表現とその対象との関係は、「永遠」と「一瞬」の関係であり、「在るという重み」は、対象には備わり表現には備わらない「生きた」「一瞬」のものであるという性質である。表現の対象である「生きた」ものを「実物そのもの」と言い表し、失われれば二度と戻らないという死の定めを「かけがえのなさ」と表現している②が正解である。

不正解の選択肢

- ① 「いのち」が時間の経過とともに「喪失」する定めにあるのは確かだが、その「喪失感」については本文に記述がない。よって誤り。
- ③ 「個性の独特さ」とあるが、本文中では「いのち」の「個性」については記述がない。よって誤り。
- ④ 「在るという重み」をもつのは「生きた花」に代表される表現の対象つまり客体である。しかし、この選択肢は「主観の中に形成された」とあるように、主体に関して記述している。よって誤り。
- ⑤ 「表現行為を動機づける」のは「在るという重み」ではなく、「生きた花」を「花を超える何かに変え」たいという「夢」である。そもそも、「在るという重み」はこの表現行為という「夢」の実現を通じて失われるものであり、表現行為の動機付けにはなりえない。よって誤り。

問 5
7

正解 ④

解説

第6段落6文目に「もし、もしも、ことばによって私の一瞬を枯れない花にすることができたら!」とあるように、筆者は「つくる」ことによって「一瞬」を「永遠」にすることを願っていた。しかし、あることに気づいたため、第7段落1・2文目において、「つくる」ことによって「一瞬」を「永遠」にしたいという興奮から「さめる」と同時に、アート・フラワーをくれた古い友だちが「秋になったら捨てて頂戴ね」という言葉を添えた理由を少し理

解した。

「つくる」とは、第 6 段落 2 文目にあるように「一瞬を永遠のなかに定着する作業」であり、『私の』永遠」とは作者自身が創作した（＝永遠のなかに定着させた）ものが残存する期間を指す。

では、筆者が気づいたこととは何か。それは、直後の 3 文目に『私の』永遠はく私のような古風な感性の絶滅するまでの短い期間——でよい」、4 文目に「何故ならく死なないものはいのちではないのだから」とあることからわかる。つまり、「いのち」は必ず死ぬ定めにあるのだから、人間の感性もまた永遠に不変の存在ではなく、現在の感性にとっては美しいものも、感性の変化した未来においても同様に美しいとは限らないということである。以上の内容に近い内容が述べられている④が正解となる。

不正解の選択肢

①「造花も本物の花も同等の存在感をもつ」とあるが、本文中では造花と本物の花の存在感は比較されていない。したがって誤り。

②「日常の営み」が第 6 段落 3 文目の「個人の見、嗅いだもの」の言い換えだと考えれば、「日常の営みを永久に残し続けること」とは「一瞬を永遠のなかに定着する作業」のことを指していると考えられないこともない。しかし、本文中ではそれが「創作することの意義」であるとは書かれていないので、誤り。

③「花をありのままに表現しようとしても、完全を期することはできない」という内容は正しい。しかし、筆者にとってそのことは「つくる」「真似る」ことの前提であり、それを悟ることによって「さめる」ような種類の事実ではない。したがって、この内容は作者が「さめ」た理由の説明にな

っておらず、誤り。

⑤「身勝手な思いを巡らせていることを自覚した」という内容は、本文において述べられていない。したがって誤り。

問 6 (i)

8

正解 ②

解説

詩「紙」では、紙片という長く残る存在と、その紙片にことばを書きしるす人間というはかない存在が、対比的に表現されている。

「倒置法」とは、「印象を強めたり強調したりするために普通の語順と逆にする」表現技法である。詩「紙」では、第一連と第二連が倒置されている。

「反語」とは、強調のために「言いたい内容の肯定と否定とを反対にし、かつ疑問の形にした表現」を用いる表現技法である。設問文の「第一連に示される思い」とは、「愛ののこした紙片がしらしらしくありつづけること」を疑わしく思うものである。この思いについては、第五連に「死のやうにくすむだらうか」とあり、この直後に続く「いや、失うだらう」は省略されるかたちになっている。また「この紙のやうにく」ともあり、こちらも直後に続く「何も失はないですむだらうか。いや、失うだらう」が省略されている。このように、詩「紙」では、「愛ののこした紙片がしらしらしくありつづけること」を疑わしく思う感情が、反語を用いて捉え直されている。

以上から、「倒置法」と「反語的」の組み合わせである②が正解である。

不正解の選択肢

①「擬態語」とは、視覚・触覚など聴覚以外の感覚印象を言語音で表現した語」という意味の言葉である。これに該当する表現は、詩「紙」においては見当たらない。また、「演繹的」とは、「演繹によって論を進めるさま」であり、「演繹」とは、「一定の前提から論理規則に基づいて必然的に結論を導く形をとる」推論の一種である。詩「紙」ではそのような推論はされていない。よって誤り。

③「反復法」とは、「同一または類似の語句を繰り返す」修辞法である。詩「紙」では、第六連において「乾杯」が繰り返されており、「反復法」が用いられているといえる。一方、「帰納的」とは、「帰納によって推論するさま」であり、「推論」とは、「個々の具体的事実から一般的な命題ないし法則を導き出す」推理および思考の手続である。しかし、詩「紙」において「個々の具体的事実」は見当たらない。よって誤り。

④「擬人法」とは、「人でないものを人に見立てて表現する技法」である。これに該当する表現は、詩「紙」においては見当たらない。「構造的」という言葉は、設問文の文脈では使用するのが困難である。よって誤り。

問 6 (ii)

9

正解 ①

解説

第 4 段落 5・6 文目では、「枯れることができない」という造花の欠点を、「枯れないことができる」と肯定的に捉え直している。したがって、ほぼ同じ内容の①が正解である。

不正解の選択肢

②「第三者的な観点を用いて『私』の感情の高ぶりが強調されて」いるという部分は正しい。しかし、第 5 段落での「昂奮」は第 7 段落で「さめ」ており、その動向はいたって冷静である。よって、「混乱」しているわけではないので、誤り。

③『――』によって、『私』の考えや思いに余韻が与えられ」ているわけではない。『――』は、直前の「変える」を言い換える働きをしている。また、筆者は「花」自体に思い入れがあるわけではないので、『花』を描くことに込められた『私』の思い入れの深さ」という部分も正しくない。よって誤り。

④「永遠」という概念がそれ自体としては普遍的である(Ⅱ「永遠」であるものは誰にとっても「永遠」である)という点では正しい。しかし、『私の』という限定を加えることで「永遠」の意味を変えている(その普遍性をなくしている)筆者の表現は、恣意的なものではなく、正当な理由が存在する。よって誤り。

第4問 論理的な文章

難易度	所要時間	講評
★★★★☆	得意…15分 ふつう…20分 苦手…25分	紫式部『源氏物語』「手習」巻からの出題。同じ『源氏物語』からの出題であっても、「同一の箇所・異なる写本からの抜粋」という独特の形式だった平成29年度の試行テストと異なり、今回は通常の形式での出題だった。ただし問5は「本文で引かれた和歌」および「その解説」という二種類の異なるテキストを読ませる設問であり、複数のテキストを関連づける読解を求める方針は前年度から維持されている。 難易度は本文・設問ともに通常のセンター試験並み。『源氏物語』は本文の流れを理解しつつ読み通すこと自体が難しい場合も多いが、今回は特に読解に悩むような箇所はなかった。先にふれた問5を除けば設問はいずれも標準的な形式と難易度。本文に書かれていること・書かれていないことを正確に理解しているかを問う問題だった。 問5のような凝った設問が一題あるとはいえ、身につけるべき知識・技能は従来のセンター試験と大きく異なるとは思われない。品詞分解と現代語訳ができる程度の文法・単語の知識、本文に書かれている内容を根拠に解答を選ぶ習慣、ある程度の速度で本文を読み通せる慣れが重要だ。

全訳

【本文】

情けないことに（匂宮とのことで）失敗を犯した我が身をしだいに思い返していくと、「匂宮をわずかでもしみじみ愛しいと慕い申し上げていたような心はたいそう道理から外れている、ただこのような方（匂宮）とのご縁によってさまよい落ちぶれてしまったのだ」と思うと、「匂宮が」小島の色を例に引き誓いなさった（宇治川のほとりの小屋で二人きりで過ごした）ことを、どうして（私は）素敵だと思い申し上げたのだろうか」とひどくうんざりした気分になる。「初めから、（愛情は）深くないものの穏やかでいらっしやった人（薫）は、あれこれの折々など、思い出すと格別だ。（わたし浮舟が）こうして生きていたと（薫に）聞きつけられ申し上げることの恥ずかしさは、きつとほかの誰より抜きんでるにちがいない。そうはいってもやはり、この世では、（薫の）以前のご様子を、せめて遠くにいながらであっても、いつかは目にするだろうとふと思うのは、やはり好ましくない考えた、このようにさえ考えないでいよう」などとただ自分の心を思い直す。

やっとのことで鶏が鳴くのを聞いて、とてもありがたい。「母上のお声を聞いたのなら、なおさらどれほど（ありがたい）ことだろう」と思いながら夜を明かして、気分もとても悪い。付き添って（浮舟の部屋まで）移動する（世話役の）女童もすぐには来ないので、（浮舟が）そのまま横になっていらっしやると、いびきのうるさい老尼はとても早く起きて、粥など不愉快なものなどを仰々しくご馳走めかせて、「あなたにも早く召し上がってください」などと近寄ってきて（浮舟に）言うが、食事の給仕役もたいそう氣にくわなくて、ひどく違和感のある気持ちがするので、（浮舟が）「気分が悪いので」と、何事もなかったかのような素振りをなさる（断りなさる）のを、無理に（食べるように）言うのもとてもぶしつけである。自分の低い法師たち

などが大勢来て、「僧都が今日下山なさるはずだ」（と言うと）、女房が「なぜ急にそうなったのですか」と問う様子で、「一品の宮が物の怪にとりつかれ病気になるたのを、山の座主が、御修法をして差し上げなさったが、やはり僧都が参上なさらないと効果がないといって、昨日再度（僧都を）お呼びになりました。右大臣殿の四位少将が昨夜夜更けに（僧都の山に）登っておいでになって、後の宮のお手紙などがございましたので（僧都は）今日下山なさるそうです」などと、とても活き活きと言い立てる。浮舟は、「氣は引けるけれども、（僧都に）会って、『尼にしてください』と言おう、お節介な口出しをする人も少なくてよい機会だから」と思うので、起きて、「気分がただもうひどく悪いものですから、僧都が下山なさったときに、仏教の戒律を受けさせていただきたいと思えますので、そのように（僧都に）申してください」と言いなると、老尼君はいかにもぼうつとした様子でうなずく。

浮舟はふだん過ごしている部屋にお戻りになって、髪はいつも僧都の妹だけがすきなさるので、ほかの人に手を触れさせるのは嫌に思われるが、自分の手では、そうはいっても、できないことであるので、ほんのわずかに梳きおろして、母君にもう一度このままの姿でお会いすることがついにできないことが、自分の意志とはいえ、とても悲しい。ひどくわずらったせいだろうか、髪も少し抜け細くなってしまった気もするけれども、さほど衰えず、とても多くて、六尺ほど（＝一八〇センチメートルぐらい）もある髪の裾などはとても美しいのであった。毛筋などもとてもきめが細かくいかにも美しい様子だ。（浮舟は）「かかれとてしも」と、独り言を呟いていらっしやる。

【遍照の和歌】

母は僧になれと思って私の黒髪を撫でてくれたわけではないだろう

【遍照集】

あれこれと言って回っているうちに、お仕えしていた深草の帝がお亡くなりになって、変わっていくような世の中を見るようなものも、堪えきれないほどつらい。蔵人頭の中将などといって、夜も昼も（帝に）親しくお仕えして、「名残のないような世の中とは交わるつもりはない」と思って、すぐに、家族にも知らせないで、比叡山に登って、剃髪して、思い返しましたが、そはいつでもやはり親などのことは気にかかっていたのでしょうか。

設問解説

問 1

1

正解 ④

解説

傍線部を品詞分解すると、「心ひとつ／を／かへさふ」となる。古語「かへさふ」は①問い返す②繰り返す③反省する④（申し返さふ）の形で「辞退する」を意味する多義語で、漢字では「返さふ」と書く。漢字表記と意味とを見比べるとよくわかるが、古語「返さふ」は動詞「返す」に反復・継続の助動詞「ふ」がつき、それが一語になってできた動詞である。「心ひとつ」という目的語との相性を考えると、傍線部はひとまず「ただ自分の心を問い返す」または「ただ自分の心を反省する」のどちらかの意味で訳するのが適当である。これら二つの違いは多義語「返さふ」の解釈にあるが、いずれの訳が適切かは傍線部前後の文脈を踏まえて考えなければわからない。

しかし本問の場合、設問が問うのは「ここでの浮舟の心情の説明」であり、主眼は傍線部を含む場面全体で描かれている浮舟の心情にある。さらに、「返

さふ」自体大学入試で問われることが珍しい語なので、正確な意味を知らなくても大きな問題ではない。そのため、傍線部自体を正確に現代語訳する必要はなく、傍線部の理解としては、「浮舟が・自身の心情について・なにかしら考えている」程度のことがわかればよい。

そこで、「二」での浮舟の心情」を明らかにするために、この場面で描写されている浮舟の心情を確認していく。前書きにある通り、第 1 段落は「浮舟が出家を考えつつ、過去を回想している場面」である。この場面では、浮舟は「あさましうもてそこなひたる身」を振り返りながら、自分とかわりの深かった二人の男性、「宮」（句宮）と「薄きながらものどやかにものし給ひし人」（薫）のことを思い返している。

傍線部はこのうち同段落 2 文目以降、浮舟が薫に思いをはせる箇所的一部分である。1 文目で「こよなく飽きにける心地す」と冷淡な評価を受けた句宮に対し、浮舟の薫に対する心情は「思い出づるぞこよなかりける」と非常に好意的である。

同段落 3 文目で、浮舟は「かくてこそありけれ」つまり「あさましう身」となってきた事情を薫に「聞きつけられ」ることを、ほかの誰に知られることよりも恥ずかしがっている。一方 4 文目では、この恥ずかしさを「さすがに」Ⅱ「そうはいってもやはり」と逆接で受け、「いつかは見むずさうち思ふ」と、薫にいつか再会することへの期待をみせる。しかし、結局浮舟は、この再会への期待を自分で「なほわろの心や」と否定的に捉え、「かくは思はじ」と封じ込める。これら一連の浮舟の心情を簡単に整理すると

- ・薫に自分の醜態を知られることが恥ずかしい
- ・そうはいっても
- ・薫に再会したいという期待はある
- しかし・やはり

・薫に再会したいという気持ちをもつのはよくない
という関係になる。

この内容に合致するのは、一つ目の「薫に自分の醜態を知られることが恥ずかしい」という箇所を説明している④である。

不正解の選択肢

①前半が不適当。浮舟の句宮に対する心情は第 1 段落 1 文目で述べられている。ここで浮舟は「すこしもあはれと思ひ聞こえけむ心ぞいとけしからぬ」、つまり「少しでも（句宮のことを）いとおしいと思い申し上げた（私自身の）心は本当に道理から外れている」と句宮に対して好意を抱いていた自分を責めている。したがって、選択肢のいう「句宮に対して薄情だった」という反省とは正反対の評価を過去の自分に下している。

②後半が不適当。第 1 段落 1 文目に「などてをかしと思ひ聞こえけむ」とあるように、浮舟は句宮と二人で過ごしたこと（Ⅱ句宮と一度は結ばれたこと）を否定的に捉えており、彼に対して「愛情を覚え満ち足りて」はいない。

③後半が不適当。第 1 段落 2 文目前半によれば、薫の句宮への愛情は「薄き」愛情、つまり淡白なものであり、「情熱的に愛情を注いでくれた」とは述べられていない。

⑤全体が不適当。浮舟は「よそながらだに」Ⅱ「遠くからであっても」薫を見ることを期待する気持ちがある一方で、「かくだに思はじ」とその期待を自分で批判している。詳しくは解説で行った整理を参照してほしい。

問 2

2

3

4

正解

(ア)

③

(イ)

①

(ウ)

②

解説

(ア)

サ行四段活用動詞「聞こし召す」は「①お聞きになる②召しあがる③お治めになる」などいくつかの意味をもつ重要な尊敬語。傍線部は「いびきの人」が浮舟に「粥など」つまり食べ物を勧める場面の台詞なので、ここでは③「お食べなさい」が適当。

(イ)

古語「こちなし」は「①無作法である・ぶしつけである②無風流である・無骨である」という意味の多義語。ここで「こちなし」と評されているのは、勧められた粥を「なまやしくなむ」と「ことなしび給ふ」、つまり「具合が悪い」といって「何事もなかったようにふるまう」浮舟に対して、無理に粥を勧める行為である。「こちなし」の意味を考えると、これは浮舟が拒むにもかかわらず強引に粥を勧めることを「無作法だ」と捉えていると解釈するのが適当。これに最も近いのは①「気がきかない」。

(ウ)

「さかしら人」は「利口ぶる人・おせっかい者」を意味する古語。似た形の古語としては形容詞「さかし」や形容動詞「さかしらなり」が重要。形容詞「さかし」には「①賢い②巧みだ③気丈である」という肯定的な意味もあるが、「さかしら人」はもっぱら否定的な意味で用いられる。

語義にしたがうと、①の「知ったかぶりをする人」と②の「口出しする人」

の両方が適当に思われる。したがって、傍線部の意味を判断するためにはその前後の文脈を手がかりにする必要がある。傍線部前後を本文から抜き出すと、「恥づかしうとも、あひて、尼になし給ひてよと言はむ、さかしら人すくなくてよき折にこそと思へば」とある。ここでは、僧都の下山を知った浮舟が、出家の手続きを僧都に頼もう（「尼になし給ひてよと言はむ」と考えていることが語られている。「よき折」はもちろん「出家する」よい機会）であり、その「よい」ゆえんが「さかしら人すくなくて」という事情で説明されている。「知ったかぶりをする人」と「口出しする人」のうち、浮舟にとって「すくなく」い方が都合がいいのは、出家を考え直させようと「口出しする人」だろう。したがって②が適当。

問 3

5

正解

③

解説

登場人物の説明として適当でないものを選ぶ設問。選択肢ごとに参照している本文の箇所が異なるため、各選択肢を本文と個別に比較する必要がある。不適当なのは③。「僧都」が『一品の宮』のための祈禱を延暦寺の座主に任せ「た」としている点、および「僧都」が「急遽下山することになった」事情を「浮舟の出家のため」と説明している点の二つが誤り。

まず、「一品の宮」のための祈禱を最終的に引き受けたのは「僧都」自身である。一度は「山の座主」がこの祈禱を引き受けたものの、「僧都参り給はでは験なし」という理由から僧都が依頼されることになった。

また、「僧都」が下山したのもこの祈禱を取り行うためである。浮舟はこ

の「僧都」の下山を「よき折」すなわち自分が出家するための好機ととらえ、「忌むこと受け侍らむとなむ思ひ侍る」と僧都を呼ぶよう依頼したにすぎない。

不正解の選択肢

- ① 適当。第 2 段落 2・3 文目をみれば、「心地もいとあし」「なほ臥し給へるに」「いびきの人は粥などむつかしきことどもをもてはやしてゝ寄り来て言へど、まかなひもいと心づきなくゝことなしび給ふ」とある。これらの記述はそれぞれ選択肢中の「気分が悪く」「臥せており」「食事をする気にもなれなかった」に対応する。
- ② 適当。第 2 段落 4 文目、「僧都」が山を下った理由を問われた「下衆下衆しき法師ばら」の返答を見ると、「僧都」が「僧都参り給はでは験なし」といわれるほどの信頼を受けており、「後の宮」から祈禱の依頼を受けたことを「いとほやかに」語っている。これは選択肢の内容に合致する。
- ④ 適当。「法師ばら」が「右大臣殿の四位少将、昨夜夜更けてなむ登りおはしまして、後の宮の御文など侍りければ下りさせ給ふなり」と僧都の下山した事情を語っている。これは選択肢の内容に合致する。
- ⑤ 適当。「心地のいとあしうのみ侍るをくさやうに聞こえ給へ」という浮舟の依頼に対して、「いびきの人」は「ほけほけしうなづ」いたとある。古語「ほけほけし」は「ひどくぼけている・呆然としている」様を表す形容詞で、「惚け惚けし」と書く。受験生にはなじみのない単語だが、③が明らかに不適当なので、「ほけほけし」の意味はわからずとも解答は可能だったはずだ。

問 4

6

正解

④

解説

選択肢をみればわかるとおり、傍線部 B の解釈を問う設問である。したがって、

- ・傍線部を品詞分解する
 - ・文法・単語に注意しつつ逐語訳する
 - ・指示語など文脈に応じて内容が定まる箇所を検討する
- という標準的な手順で傍線部を解釈していく。

ただし、本設問の場合は傍線部が長く、全体を品詞分解するのは手間である。このような場合、助動詞・重要な助詞が用いられている箇所にしぼって品詞分解すればそれで十分だ。

傍線部のうち、文法的に難しいのは「見えずなりなむこそ」の箇所だろう。

「ここを品詞分解すると」「見え／ず／なり／な／む／こそ」となる。目的語として「かうながらの姿」をとっているのが、「ここ」の「見ゆ」は他動詞で、他動詞「見ゆ」は「見せる」の意。「な」は強意の助動詞「ぬ」の未然形であり、未然形接続の助動詞「む」に接続している。「む」は推量の助動詞「む」の連体形。「こそ」は強意の係助詞で、結びの「悲し」が文末なのに已然形「悲しけれ」と活用しているのは「こそ」のためである。以上を踏まえてこの箇所を逐語訳すると、「きっと見えなくなるだろうことが」となる。

このほか、連語「人やりならず」も重要な表現だ。「人やりならず」は「自分の意志することだ・自分のせいだ」という意味の連語。ここでは、匂宮が「親にゝ見えずなりなむ」こと、すなわち出家していまの姿（剃髪する前の姿）で親に会うことがなくなることを、出家を決めた「自分のせいだ」と

捉えている。

以上を踏まえて傍線部を逐語訳すると、「きっと親にもう一度このままの姿を見せなくなるだろうことが、自分の意志ですることながらたいへん悲しい」となる。

ここまでの逐語訳で意味が明らかになっていないのは、指示表現「かうながらのさま」Ⅱ「このままの姿」が何を指すかである。この点を明らかにするには傍線部の前後の文脈を確認する必要がある。傍線部を含む一文の直前、第 2 段落 5 文目で、浮舟は僧都の手を借りて出家することを決心していた。とすると、その浮舟が「親にいま一たび見えずなりなむ」、つまり「きっと親にもういちど見えなくなるだろう」と考える「さま」Ⅱ「姿」とは、出家する前の姿、剃髪する前の姿だとわかる。

選択肢のうち、傍線部の内容に焦点を当てた①④はいずれも以上の解釈と食い違い、不適当である。適当なのは表現に焦点を当てた⑤。本文は勾宮の一人称視点ではなく三人称視点で語られており、勾宮の心情を表現する際は「〜と思う」という形がとられている。したがって勾宮の心情は読者には間接的に述べられることになる。しかし傍線部では、例外的に勾宮の心情が「〜と思う」という表現を介しておらず、ほかの箇所的心情描写に比べ、浮舟の心情はより読者に直接的に語られている。これは「浮舟の心情を読者に強く訴えかける効果がある」という選択肢の内容と合致する。

不正解の選択肢

- ① 不適当。「かうながらのさま」が指すのは出家して尼になる前の、長い髪を蓄えた姿である。
- ② 不適当。おそらく「なむ」を願望の終助詞として解釈しているが、直前の

「なり」が連用形である以上、未然形接続の終助詞「なむ」がこれに接続するとは考えられない。

③ 不適当。確かに「こそ」は強意の係助詞だが、ここで浮舟を悩ませているのは「親に〜見えずなりなむ」ことの「悲し」さであり、「こそ」が強調するのもこの悲しさである。また、「他人である尼君の世話を受けざるを得ない」ことに浮舟が苦悩する記述は本文にはない。

④ 不適当。解説で述べたとおり、「人やりならず」は「自分の意志ですることだ・自分のせいだ」という意味の連語である。浮舟は、いまの苦悩が出家という自分の選択の帰結であることを承知のうえで、それでも解消できない悲しみを抱えているのである。

問 5

7 8

正解 ②・⑥

解説

二重傍線部「かかれとしても」の解釈をめぐる生徒と教師の会話を参考に、生徒の発言から適当なものを選ぶ問題である。生徒と教師の会話の発端は、源氏物語本文に登場する「かかれとしても」という文言の意味を問う生徒の質問である。この質問に対し、教師は「引き歌」という技法とそこで引かれている「遍照の歌」、さらに和歌を解釈するために必要な歌集『遍照集』の一説を紹介する。

各選択肢は教師の最後の台詞「遍照の和歌と『源氏物語』の浮舟、それぞれについてみんなで意見を出し合ってらん」という呼びかけに対する各生

徒の反応である。したがって、本設問で問われているのは①遍照の和歌の解釈②浮舟が遍照の和歌を引いた意図の二点とわかる。実際、生徒 A ～ F の意見の対立点は、

- ・生徒 A・C・D と生徒 B・E・F の間の①をめぐる対立
- ・生徒 C・D 間および生徒 E・F 間それぞれの②をめぐる対立と整理される。

ところで、そもそも①もとの和歌の意味がわからなければ②なぜ浮舟がその和歌を引いたのかもわからない。したがって、まずは①について考える。

和歌を解釈する問題では、通常の現代語訳同様、

- ・該当箇所品の品詞分解
 - ・文法・古文単語に注意した逐語訳
 - ・必要な語句の補足
- をすることになるが、これらに加えて和歌特有の着目すべき点がある。それが

- ・和歌のメッセージ
- ・和歌の詠まれた文脈
- ・和歌特有の表現技巧

の三点である。本設問の場合、教師の指示「歌が詠まれた状況も踏まえて」に明示されている通り、『遍照集』からの引用文を和歌の詠まれた文脈として利用することになる。

遍照の和歌を品詞分解すると「たらちねは／かかれ／とて／しも／むばたま／の／我が／黒髪／を／なで／ず／や／あり／けむ」となる。

「たらちね」は漢字で「垂乳根」と書く。もとは「母・親」に係る枕詞だが、のちに単独で「母親」を意味するようになった。「かかれ」は「かくあ

り」が変化してできたラ行変格活用動詞「かかり」の命令形。意味は「こんなである・このようである」。「しも」は副助詞で、ここでは打消しを強めている。「むばたまの」は「ぬばたまの」の形でも使われる枕詞で、「黒・夜・タ・闇・髪」といった黒色に関連する語、また「夜」に関係する「夢・月」といった語に係る。

難しいのが「なでずやありけむ」の解釈である。「けむ」は過去の原因推量の助動詞であり、ここでは「たらちね」＝母親が自分の髪をなでた理由を「『かかれ』とてしも」つまり「『こうであれ』と思つて」と推量している。ここで、係助詞「や」が疑問と反語どちらの意味で用いられているかにより、和歌全体の意味が次のように変わってしまう。

・「や」が疑問だった場合…遍照は母親が自分の髪を撫でた理由について、はつきりとした意見をもっていないことになる。

・「や」が反語だった場合…遍照は母親が自分の髪を「かくて」と思いつながら撫でたわけではないという確信をもっていることになる。

この「や」が疑問であるか反語であるかは、母親が自分の髪をなでた動機を遍照が実際にはどのように考えていたかに依存し、これはさらに「かかれ」の具体的な内容に依存する。しかし、ここまでの品詞分解の段階では、浮舟が引いた箇所でもある「かかれ」＝「このようであれ」の解釈が十分にできない。そこで、「かかれ」の指示対象を考えるために、和歌が詠まれた文脈を確認する。

先に述べた通り、和歌の詠まれた状況として参照すべきは『遍照集』である。そこで、引用箇所の内容を確認していく。

教師の発言に引用された『遍照集』の一節で述べられているのは、仕えていた「深草の帝」（仁明天皇）の死を受け、遍照が出家に至る経緯である。引用箇所のうち、最後の部分（「さすがに、親などのことは、心にやかかり

侍りけむ」では、出家をしたものの、「さすがに」「そうはいつてもやはり」親のことが気がかりであるという遍照の心情が語られている。「こから、遍照にとって親は出家を後悔させる存在であるとわかる。また、出家のためには「頭下ろ」す、つまり和歌の中で「たらちね」が撫でてくれたことを回想する「むばたまの我が黒髪」を剃る必要がある。これら

- ・ 遍照は親のことを思い出しながら出家を後悔している
- ・ 出家のためには髪を剃る必要がある

という二つの情報に、和歌から得られる

・ 遍照は子供のころ親が自分の髪を撫でてくれたことを思い返している
 という情報をあわせると、遍照にとって、親は「自分が剃髪して僧になることを喜ばない人間」とみなされていることがわかる。この点と、先ほど保留にした「や」の解釈を合わせて考えると、「かくて」「僧になれ」、「や」＝反語と解釈すべきことがわかる。

以上の内容を整理すると、遍照の和歌は「母親が自分の黒髪を撫でてくれたのは、「かくて」「剃髪して僧になれ」と思っていることではなかっただろう」という、出家してしまったことを親に対して申し訳なく思い、少なからず後悔する遍照の心情を詠んでいたものと解釈される。

選択肢を見ると、生徒 A、生徒 B のうち① 遍照の和歌を正しく解釈しているのは、「や」をたんに疑問の意味でとっている生徒 B である。したがって、② が適当であり、生徒 A および生徒 A の和歌解釈に賛同している生徒 C・D の意見 (①・③・④) は不適当。

次に② 遍照の和歌を引いた浮舟の意図について考える。既に確認した通り、傍線部を含む第 3 段落は、出家を決心したはずの浮舟が、「親」のことも想起しつつ、また自身の長く美しい「髪」のことを考えながら、出家の決心を

鈍らせる場面である。そのような心情・状況にある浮舟が、先に解釈したようなメッセージをもつ遍照の和歌を引く背景には、同じ「髪」を媒介として「親」の事を想いつつ出家を悔やむ遍照の和歌を想起させるような、出家への躊躇があると考えるのが妥当だ。

残る生徒 B・E・F のうち、浮舟の心情を正しく捉えているのは生徒 F である。したがって適当なのは⑥。生徒 E は「過去を清算するためには出家以外ないとわききった浮舟の潔さ」が不適当。すでに確認した通り、出家するか否かについて浮舟は心を決めかねている。

第5問 漢文

難易度

★★★★☆

所要時間

得意…15分 ふつう…20分 苦手…25分

講評

【文章Ⅰ】は『莊子』からの出題。莊子は戦国時代の思想家。『莊子』はその著作とされる書物。出題された「朝三暮四」のほかにも、「胡蝶の夢」「無用の用」などの有名なことばを後世にのこしている。

【文章Ⅱ】は劉基『郁離子』からの出題。劉基は元末明初の軍人・政治家・詩人・軍師。『郁離子』は明王朝建国期に劉基が著した寓話集であり、重農主義・民本主義とされる劉基の思想がみとれる。

難易度は例年のセンター試験よりやや易しい内容であったといえる。猿飼いの狙公と猿のやりとりが中心であり、文章内容自体の読解は難しくなかっただろう。物語の中盤で出てくる子猿が、猿と猿飼いの狙公の関係にどう変化をもたらしただかをしっかり読み取りたい。

設問自体もセンター試験と大きく異なりはしない。複数の文章がかかわり、さらに生徒たちの会話を読ませるという形式の問は確かに「共通テスト」らしい設問だろう。しかし、そこで実質的に求められているのは今まで通りの本文読解である。また、ほかの設問は漢字の意味や白文の解釈など、従来通りの事項を確認するものだった。

全訳

楚に狙を養ひて以て生を為す者有り。楚人之を狙公と謂ふ。旦日必ず衆狙を庭に部分して、老狙をして率ゐて以て山中に之き、草木の実を求めしむ。什の一を賦して以て自ら奉ず。或いは給せずんば、則ち鞭箠を加ふ。群狙皆畏れて之に苦しむも、敢へて違はざるなり。一日、小狙有るて衆狙に謂ひて曰はく、「山の果は、公の樹うる所か。」と。曰はく、「否ざるなり。天の生ずるなり。」と。曰はく、「公に非ずんば得て取らざるか。」と。曰はく、「否ざるなり。皆得て取るなり。」と。曰はく、「然らば則ち吾何ぞ彼に仮りて之が役を為すか。」と。未だ言既ぎざるに、衆狙皆寤む。其の夕、相ひ与に狙公の寝ぬるを伺ひ、柵を破り柵を毀ち、其の積を取り、相ひ携へて林中に入り、復た帰らず。狙公卒に餓えて死す。

郁離子曰はく、「世に術を以て民を使ひて道揆無き者有るは、其れ狙公の如きかな。惟だ其の昏くして未だ覚めざるのみなり。一旦之を開くこと有らば、其の術窮せん。」と。

全訳

楚に猿を飼育して生計を立てている人がいた。楚の人はこの人を狙公と呼んでいた。(狙公は) 明け方に必ず庭で猿の群れをグループごとに分け、老猿に群れを率いて山に行かせ、草木の実を探させた。(狙公は、取らせた実の) 十分の一を徴収して自らの暮らしをまかなっていた。(猿が実を) 十分に供給しないときには、むちを打った。猿の群れは皆畏れ、これ(狙公がむちを打つこと)につらい思いをしていたが、進んで背こうとはしなかった。ある日、小猿がいて猿の群れに「山の木の実、狙公が植えたものか。」と言った。(猿の群れは)「そうではない。自然が生み出したものだ。」と言った。(小猿は)「狙公でなければ(山の木の実を) 取らないのか。」と言った。(猿の群れは)「そうではない。皆取る。」と言った。(小猿は)「それならば私はどうして狙公に利用されて、この仕事をしているのだろうか。」と言った。(その)言葉が終わる前に、猿の群れは皆さとした。その日の夕方、(猿の群れは)一緒に、狙公が寝ているのを見計らい、柵を破っておりを破壊し、狙公の蓄え(ていた木の実)を取って、その木の実を皆で携え、林の中に入り、二度と狙公の元へは帰らなかった。狙公は結局飢えて死んだ。

郁離子は「世の中に、策略を用いて民を使って、道理を無視する人がいるのは、まるで(この話における)狙公のようであるなあ。ただ民たちが道理に暗くてまだ気づいていないだけである。一旦これ(策略を用いて民を使って道理を無視していること)を(民に)気が付かせれば、その策略は行き詰まる。」と言った。

設問解説

問 1

1 . 2

正解 (1) (2) (2) (4)

解説

(1) 本文を含む一文は、「楚に猿を養い、それによって『生を為す』者がいた」と訳せる。したがって、本文で狙公が「養狙以」＝「猿を養い、それによって」行っていることを、傍線部「生」の字義を踏まえつつ考える。続きを読むと、狙公が猿を脅し利用することで「自らの暮らしをまかなう」ことが語られている。この点を踏まえると、「生を為す」は「生活を成り立たせる」といった意味だと推測できる。これにふさわしいのは②の生計。

不正解の選択肢

- ① 往生とは死ぬということ。
 ③ 生成とは生まれ育つということ。
 ④ 畜生とは飼われている鳥や獣などのこと。
 ⑤ 発生とは芽生える、生じる、あらわれるなどの意味。

(2)

果物を道理もなく猿飼いの親方に渡していると知った猿たちが、檻を壊して「其の積」をとる、というのが本文の流れだった。「其の積」を猿たちがもっていった結果狙公が餓死していること(第一段落最終文)、猿に採らせた「草木の実」を徴収することで狙公が暮らしをまかなっていること(第二段落三・四文目)を踏まえると、猿たちが狙公からとった「其の積」は、狙公の貯えた草木の実を指しているとわかる。よって、④の蓄積が正解。

不正解の選択肢

- ①「積極」とは物事を肯定し進んで働きかけること。
 ②「積年」とは長い年月のこと。
 ③「積分」とは面積のこと。
 ⑤「容積」については、容器の中に入りうる量のこと。

問 2

3

正 解 ①

解説

本文の一部を白文のままにしておき、その返り点・送り仮名のつけ方と書き下し文を考えさせる設問はセンター試験においても定番だった。この形式の問題は、慣れていないと複数の選択肢がもっともらしくみえてくる。解答を絞り込むためには、傍線部と各選択肢を見比べつつ、解釈の違いをうんでいる重要な箇所を特定するのが大事だ。その手掛かりになるのが、傍線部の文型・句法・重要な漢字の解釈・前後の文脈との整合不整合といった要素である。これらの重要な要素に注目して、消去法的に解答にたどりつこう。

まず文脈を確認しておこう。第一段落ははじめの五文は狙公のとその猿の扱い方を述べている。傍線部の直前では狙公が明け方になると猿たちをグループごとに分けること、傍線部直後の一文では「十分の一」を徴収してそれで自分の暮らしをまかなうことが述べられている。

傍線部で最初に注目すべきは傍線部冒頭の「使」である。これからみてい

く通り、五つの選択肢の違いは、すべてこの「使」の解釈の違いとして整理できる。第一に、④以外は使役形、④は仮定形として「使」を解釈しているという違いがある。第二に、④以外についてみていくと、②が「使」を「使ふ」と読む一方、①・③・⑤は「しむ」と読んでいる。第三に、①・③・⑤についても、①・⑤は文末「草木の実を求む」ところまで使役がかかっているのに対し、③は「率ふ」までしか使役がかかっていない。最後に、①・③と⑤の間にも、前二つが「老狙」を使役の対象と考えているのに対して、⑤は「率」の目的語と考えているという違いがある。したがって、本設問を解くうえでは、まずは「使」の一字、および「使」と関連する箇所の解釈から考えていくのが手っ取り早いだろう。

「使」の字そのものには、使役と仮定、どちらの用法もある(仮定「使し」の用法を載せていない教科書や参考書も存在する。しかし、『漢辞海』のような漢和辞典を引くと、仮定の条件文「使し」の用法も説明されている)。また、④の返り点・送り仮名のつけ方は文法上問題ない。したがって、「使」を使役でとるか仮定でとるかは、傍線部の形ではなく意味をみて決める必要がある。

傍線部を④にしたがって簡単に訳すと、「もし狙公が年長の猿を率いて山中に行ったらならば、猿は草木の実を求める」となる。前後の流れを踏まえると、仮に「狙公が年長の猿を率いる」という内容が仮定の条件節でなかったとすれば、この内容も不自然ではないかもしれない。しかし、「明け方に猿を集める」「十分の一を徴収して暮らしをまかなう」という記述の間に、「場合によっては」草木の実を採る、という内容が入るのは不自然である。

この解釈では、狙公は「猿を集める→猿を率いて山に行く→猿が木の実を採る→木の実を徴収して生活にあてる」というサイクルで暮らしをしていることになる。常識的に考えて、猿を集めておきながら、「暮らしをまかなう」た

めの「草木の実」を採りに猿たちを率いない場合がある、というのは変だろ
う（たとえば、「山に行つて草木の実を集める」場合もあれば「川に行つて
魚を捕る」場合もある、ということが述べられていれば不自然ではないかも
しれない）。よって④は誤り。

他方、「使」を使役の意味でとった選択肢をみると、うち二つは文法的な
問題が指摘できる。「使」を使役の助字として用いる場合、その文は「A使
B C」という形になり、「AがBにCさせる」と訳す。②は「使」の字
を使役の対象（先ほどのBにあたる）がなく、誤り。また⑤も

すでに確認したように、残る①と③は使役の「しむ」に係る範囲が異なっ
ていた。①が使役の範囲にいった「率ある」「山中に之く」「草木の実を求む」
のという三つの行為は、いずれも狙公がふだんから猿にさせる行いとして不
自然でない。他方③が使役の中にいった「率ふ」はそもそも目的語が不明で
あり、そのあとの「山中に之く」「草木の実を求む」という狙公の行為との
つながりもよくわからない。

したがって①が適当。

不正解の選択肢の欠陥は、解説のなかでふれたとおりである。

問3

4

正解

①

解説

本文の一部を白文のままにしておき、その書き下し文と解釈を考えさせる
設問は、問2同様センター試験においても定番だった。解き方も問2と同様

である。

本問の場合、まず注目すべきは、文末の一字「与」の読み方である。書き
下し文と解釈をみればわかるとおり、①⑤のいずれの選択肢も、傍線部を
疑問文として読んでいる。他方、傍線部では「何」など疑問の句法を構成す
る疑問詞が用いられていない。したがって、傍線部のいずれかの文字が疑問
の意味を表しているはずだが、これが可能なのは文末の「与」のみである。
「与」は多様な意味・用法をもつ重要な漢字だが、文末の助字としては「疑
問・反語」（くか・や）、「詠嘆」（くかな）の意を表す。したがって、疑問の
助字として読んでいるはずの「与」を別の用法でも読んでいる③、⑤は不適
当である。「与」のほかの用法についても各自で確認しておいてほしい。

次に手掛かりとなるのは、傍線部Bの後にある「衆狙」の発言である。傍
線部Bが疑問文である以上、問いかけを受けた側が直後に発する言葉はその
回答となるはずである。そして、「衆狙」たちが「小狙」の発言になんと応
答しているかをみれば、逆に「小狙」のもとの問いかけの手がかりが得られ
るはずだ。「小狙」の問いかけ（傍線部B）に「衆狙」は「否也。天生也」と
応じている。これを書き下すと

「否ざるなり。天の生ずるなり」と。

となる。つまり、「衆狙」は「小狙」の問いかけに対して「そうではない。
自然に生じたものである」と答えているのである。ところで、残る選択肢①・
②・④がそれぞれ問題にしているのは、「山之果」すなわち山の木の実の①
由来②場所④場所である。このうち「衆狙」の応答が問題にしているのは①
由来である。したがって①が正解。

本問では傍線部の一字「所」が非常に重要な用法で用いられているので、
いちおうおさらいしておく。「所」は「A所B」の形で「AのBする所」と
読み、「AがBするもの・こと」を表す。傍線部Bでもこの直後の用言を名
詞化する用法がそのまま用いられている。

不正解の選択肢の欠陥は、解説のなかでふれたとおりである。

問 4

6

正解

④

解説

傍線部 C は第二段落にある。第二段落には、第一段落のエピソードをふまえた郁離子の言葉が書かれており、傍線部 C もその一部分である。一見すればわかる通り、傍線部 C には指示語「其」が用いられている。そこであらかじめ同段落一文目の内容も確認しておく。

一文目は「世の中に、策略を用いて民を使って、道理を無視する人がいるのは、まるで(第一段落の逸話における)狙公のようであるなあ」と訳せる。この箇所詳しい説明は問 5 (iii) の解説に譲る。この一文は、第一段落で述べられた逸話における狙公にあたる人物が、「世」つまり逸話を離れた現実の世の中にいることをいっている。第一段落の狙公は猿たちを支配し、虐げていたが、ここで狙公になぞらえられた人物が支配するのは「民」つまり人々である。そのような人物とは、(悪辣な)為政者のことだろうと推測される。つまり、第二段落一文目で郁離子が述べているのは、第一段落の狙公と猿の関係になぞらえられた、世の為政者と民の関係だとわかる。

本題の傍線部 C をみていく。傍線部 C の書き下し文は次の通り。

惟だ其の昏くて未だ覚めざるのみなり。

書き下すうえで注意すべき点は三つある。すなわち、限定の句法「惟」、再読文字「未」、順接の助詞「而」である。この三点をおさえれば書き下しは容易だろう。一方、解釈のうえで難しいのは二点、述語「昏」および「未覚」の事実上の主語「其」の指す対象、そして述語「昏」「未覚」の解釈だろう。

まず述語について確認する。「昏」は「道理に暗い」という意味。また、「未」は「まだ〜でない」の意を表す否定の助字であり、「覚」は「さとり」「気が

付く」の意。よって、傍線部 C は「ただ『其』が道理に暗くてまだ気づいていないだけである」と訳せる。ここで実質的な主語「其」にあたるものとしては形式的には、第一段落の「猿」、第二段落一文目の「民」、そしてその両方の三通りがあり得る。このうち、最も適当なのは「民」のみとする解釈だろう。第一文で「世」の為政者の話をしている以上、そこで「昏而未覚」状態にあるのは「民」のみと考えるのが妥当だからである。したがって以上の解釈にそぐう①が正解である。

不正解の選択肢については自明なのでふれない。

問 5

6

5

8

正解

(i) ⑤

(ii) ③

(iii) ①

解説

【文章Ⅰ】【文章Ⅱ】について話し合った生徒の会話のうち、空欄となっている三カ所 X・Y・Z に当てはまる文言を選ぶ問題である。従来のセンター試験では、複数のテキストを比較しつつ、生徒の会話を設問に絡める問題が漢文で出題されたことはなかった。古文の問 5 と同様、これまでとは異なる能力を測ることを目的とする共通テストの方針が反映された設問といえる。

他方、設問の形式の目新しさはあるものの、実際に解答において必要なのは従来のセンター試験と同種の読解力である。目先の違いにとらわれず、句法や語句、文脈によって正確に文章を読み解く力が重要である。

(i)

「故事成語」とは、むかしあった事柄(＝故事)に由来する熟語(＝成

語)、とりわけ中国の故事に由来する熟語のことをいう。生徒 A・B の最初の発言をみればわかるとおり、空欄 X に入るのは【文章Ⅰ】のエピソード(Ⅱ 故事)をもとにした熟語である。

【文章Ⅰ】のエピソードがもとになってできた熟語は「朝三暮四」である。【文章Ⅰ】において、狙公は枥の実を「朝三つ・夕方四つ」しかももらえないことに怒る猿たちを、「朝四つ・夕方三つ」枥の実を与えと言いなおすことで納得させた。ここで狙公は、朝と夕で与える枥の実の総数は変えずに、朝夕で与える個数を逆にするだけで猿たちを説得するのに成功している。この狙公の振舞いから、「内容を改めないで口先だけでごまかすこと」を意味する「朝三暮四」という故事成語ができた。

よって、⑤が正解。

不正解の選択肢

- ① 「大同小異」などの説明になっている。
- ② 「朝令暮改」の説明になっている。
- ③ 「自家撞着」などの説明になっている。
- ④ 「朝過夕改」の説明になっている。

(ii)

まず、生徒 C のいう「運命の分かれ道」が、【文章Ⅱ】の狙公が(【文章Ⅰ】の狙公と異なり)「散々な目」に遭う原因となった「運命の分かれ道」を指すことをおさえておこう。生徒 C の最初の発言では、【文章Ⅱ】の狙公が「散々な目」に遭ったことにふれたうえで、「【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】では、何が違ったんだろう」という問いが提起されている。続く生徒 A・B・C の発言は、この問いに答えようと、「散々な目」に遭った【文章Ⅱ】の狙公とそうはならなかった【文章Ⅰ】の狙公の「違い」を探るものであ

る。空欄 Y を含む生徒 A の発言はその有力な解答、【文章Ⅱ】における「猿飼いの親方と猿の関係」を一変させた原因を答えており、それが空欄 Y Ⅱ「運命の分かれ道」として述べられている。

次に、本題である「運命の分かれ道」について考えていく。【文章Ⅱ】のうち、狙公と猿の逸話が語られるのは第一段落である。この第一段落の内容を順にたどり、「猿飼いの親方と猿の関係」を一変させた出来事を探せば、それがこの設問への解答となるはずである。

第一段落全体は一六文目、七〇二文目、十三・十四文目の三つの部分に分かれている。最初の部分では、生徒 B は二つ目の発言で「猿飼いの親方はむちで猿を従わせているよ。」と述べた通り、狙公が猿を支配し、苦しめるという両者の関係が述べられる。この箇所では、「群狙皆畏苦之弗敢違也」とあるように、猿たちは狙公を恐れてその支配に逆らうことをしない。次の部分は「一日(ある日)の「小狙」と「衆狙」のやり取りである。「小狙」と「衆狙」の二往復ぶんの問答のうち、最後の「小狙」の問いかけによって「衆狙」が「寤」めることとなる。最後の部分は、猿たちによる狙公への反逆である。それまで狙公を恐れ命令に逆らうことのなかった猿たちが、狙公の睡眠中にその蓄えを取り、林の中へと去る。狙公は結果として飢え死にする。

以上のまとめをみれば、「猿飼いの親方と猿との関係」を変え、「猿飼いの親方」が「散々な目」に遭う結果となった原因は、第二の部分にあることがわかる。「小狙」の問いかけに応じるうち、「衆狙」は「寤」め、これが第三の部分での猿たちの反抗Ⅱ「猿飼いの親方と猿との関係」の決定的な変化に至ったのである。

これに該当する③が正解。

不正解の選択肢

- ① 猿飼いの親方がむちを打って猿をおどしていたのはもとの「猿飼いと猿

の関係」である（第一段落五文目）。

②猿飼いの親方が受け取っていた草木の実は「十分の一」である（第一段落四文目・注）。

④「老猿が子猿に猿飼いの親方の素性を教えた」に相当する記述は本文にない。

⑤猿たちが林の中に逃げたのは老猿の指示によるものではない。老猿は狙公の指示で猿たちを林中に率いていたのであって（第一段落三文目）、猿たちが逃げ出したとき指示を出していたことは書かれていない。

(iii)

まずBのいう「【文章Ⅱ】の最後」が指す個所を具体的に特定する。各選択肢の内容を見比べると、いずれも第2段落1文目、郁離子の発言のうち「世有以術使民而道揆者、其如狙公乎」の解釈を問題にしていることがみてとれる。そこで、この個所を返り点にしたがって次のように書き下し文に直す。

世に術を以て民を使ひて道揆無き者有るは、其れ狙公の如きかな

次に、特に解釈の難しい「以術使民而無道揆者」の箇所について、少し詳しくに意味を確認していく。「以」は助字で、ここでは「くを用いて」と訳し、手段・方法を表す。「術」は「はかりごと」の意味で、「術策」といった熟語に用いられている。「而」はここでは「以術使民」と「無道揆」を結ぶ順接の助字。「道揆」は注によれば「道理にかなった決まり」の意味。したがって「以術使民而無道揆者」は、「術を用いて民衆を使い、道理にかなった決まりがない者」というような意味となる。

以上を踏まえて全体を訳すと、「世に術を用いて民衆を使い、道理にかなった決まりがない者がいるのは、まさに狙公のようであるなあ」となる。この段階で、「【文章Ⅱ】の最後」の個所のうち「【術】を通じて民を利用す

る」「【道揆】にそぐわない」という二点を正しく解釈できていない③および⑤は誤りとわかる。

最後に、①・②・④から最も適当なものを選ぶために、各選択肢の残りの要素を検討する。いずれの選択肢も生徒Bの着目した「世有以術使民而道揆者、其如狙公乎」の個所と食い違うことは述べていないので、検討の際には

- ・本文の他の個所と食い違うことを述べていないか
 - ・本文から読み取れないことを述べていないか
- という二つの視点から各要素を吟味する必要がある。

この基準からみて最も適当なのは①。そもそも「世有以術使民而道揆者、其如狙公乎」以外の個所にふれておらず、先にあげたどちらの間違ひも犯しようがない。よって、①が正解。

不正解の選択肢については、解説のなかでふれたとおりである。